

第百六十四回国 参議院行政改革に関する特別委員会会議録第六号

(二四八)

平成十八年五月十一日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

五月十日

委員の異動

岩本 司君

加藤 敏幸君

大門実紀史君

五月十一日

辞任

大久保 勉君

峰崎 直樹君

補欠選任

加藤 敏幸君

和田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

尾辻 秀久君

佐藤 昭郎君

藤野 公孝君

保坂 三蔵君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

直嶋 正行君

風間 昶君

委員

秋元 司君

大野つや子君

加治屋義人君

川口 順子君

小池 正勝君

関口 昌一君

田浦 直君

中川 雅治君

二之湯 智君

野村 哲郎君

南野知恵子君

浅尾慶一郎君

大久保 勉君

加藤 敏幸君

神本美恵子君

主演 了君

鈴木 寛君

内藤 正光君

峰崎 直樹君

柳澤 光美君

和田ひろ子君

若林 秀樹君

浜田 昌良君

山下 栄一君

井上 哲士君

近藤 正道君

荒井 広幸君

竹中 平蔵君

谷垣 禎一君

小坂 憲次君

中川 昭一君

二階 俊博君

安倍 晋三君

小池百合子君

与謝野 馨君

中馬 弘毅君

山口 泰明君

山崎 力君

赤羽 一嘉君

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

兼行政改革推進

事務局特殊法人

等改革推進室長

内閣官房内閣審

議官

兼行政改革推進

事務局公務員制

度等改革推進室

長

内閣官房内閣審

議官

兼行政改革推進

事務局公益法人

制度改革推進室

長

内閣府大臣官房

審議官

内閣府市場化テ

スト推進室長

内閣府計量分析

室長

内閣府沖縄振興

局長

金融庁監督局長

総務省行政管理

局長

総務省自治行政

局長

総務省自治行政

局長

総務省自治行政

局長

財務省理財局次

長

財務省理財局次

長

財務省国際局長

長

財務省大臣官

房長

文部科学大臣官

房文施設企画

部長

文部科学省初等

中等教育局長

経済産業大臣官

房総括審議官

中小企業庁長官

国土交通省政策

統括官

内村 広志君

望月 晴文君

松永 和夫君

銭谷 眞美君

大島 寛君

玉井日出夫君

井戸 清人君

日野 康臣君

浜田 恵造君

本日の会議に付した案件

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩本司君、加藤敏幸君及び大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君、大久保勉君及び井上哲士君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、以上五案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございます。

今日、一時間という余り長くない時間でたくさん質問をいたしましたので、最後になるといつも残してしまおうということで、せっかくお呼びして来ていただいた大臣に申し訳ないことがあるかもしれません。これは事の成り行きといえますか、できる限り力を入れていきたいというふうに思っております。

そこで、今日は行政改革、まあある意味ではその一番の原点といえますか、そういう日本の国の在り方みたいなことについて少し議論もさせていただきたいというふうに思っております。

そこで最初に、これは、今日は総理大臣が御出れませんが、官房長官にもお越しになつていただいておりますが、行革の目的として、たしか第一条にあったと思いますが、簡素で効率的な政府、こういうことをつくるというふうに目的になっていますが、これは正に昨今の言葉で言えば小さな政府を目指しているんだと、こういうことを目指そうとされているという考えでよろしいのかどうか、官房長官の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(安倍晋三君) 私たちは、簡素で効率的な政府を目指していくと、この目標を掲げているわけでございます。政府が行う必要性が減少しているものであれば民間にゆだね、そして無駄を徹底的になくすことによりその規模を大胆に縮減

をしていくと、そのことを意味をしているわけですが、小さな政府、そういう意味での小さな政府を目指していくということでございます。

しかし一方、この小さな政府、一般でいいますと、いわゆる例えば社会保障制度における給付も減らし、またその負担も併せて減らしていく、その分野でも民間に担ってもらうという、そういう誤解を与えかねないということで、私どもは今、簡素で効率的な政府ということを申し上げているわけでございます。その中でも、我々は、セーフティーネットはしっかりとこれは維持をしていかなければいけないという考え方にはいささかも変わりがない。

つまり、小さな政府とだけ申し上げますと、先ほど申し上げましたように、社会保障の分野自体を縮減をしていくという、機能としての社会保障制度を縮減をしていくという、そういう誤解を与えないように、今我々としては、現在としては、簡素で効率的な政府を目指していく、そういう意味においての小さな政府を目指していくと、こういうことでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、今官房長官、何かややくどいというか、回りくどくお話しなさつてというの、どうも小さい政府を目指したいんだけれども、どうも昨今の格差問題とか、これまでの小泉改革によつてどうも影の部分が出始めているんじゃないかと、そこら辺に配慮されて、いや、社会保障については必要なものは確保するんですよと、こんなニュアンスのお話がありました。

じゃ、端的に聞きますが、そうすると、今のお話を聞いている限りは、簡素で効率的だということについては一応お話から分かつたんですけれども、そうすると、例えばこれは国民負担率、私はこの言葉は必ずしも適切な言葉とは思っていませんが、いわゆる租税負担、社会保障負担の比率と、これは結果としての数字であつて、あらかじめ、例えば第二臨調であつたように五〇%台そこそこを目指すとか

いったような数量的な基準というものは、結果としてこれは設けないんだと。

つまり、社会保障は、先ほどおっしゃつたように、それは安心できる水準を国民にセーフティーネットをしっかりと張らにやいかぬと、こうおっしゃっているんですから、その張り方次第によつてはその水準というのは、五〇%とかそういう決められた水準というものは目指さなくてもいいと、こういうふうにお考えですか。

○国務大臣(安倍晋三君) この簡素で効率的な政府が、特定のこれは国民負担率の水準を念頭に置いていくわけではございません。

しかし一方、国民負担率について言えば、小さいかどうかはこれはいろいろ議論があるところではあると思いますが、政府としては、例えば将来に先送りしている財政赤字を加えた潜在的国民負担率で見ても、その用途を五〇%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する、これは骨太の方針二〇〇四でございますが、ということにしております。

いずれにいたしましても、国民負担率は高齢化の進展に伴い今後とも上昇していくことが見込まれております。本法案に基づく取組を進め、簡素で効率的な政府を実現すること等により政府の規模の上昇の抑制に努めていくことは、国民の負担の上昇を抑えていく上においては重要ではないかと、こう考えております。

○峰崎直樹君 もう冒頭、本当、官房長官とだけずつと議論するつもりはないので、この一点とまた更にお聞きしたいんですが、官房長官、国民負担率というのは本当に国民が負担している率なんですすかね。今、国民負担率とおっしゃつた。

○国務大臣(安倍晋三君) 私が申し上げましたこの国民負担率、つまり、その国民負担率に将来のこれはいわゆる財政赤字を加えたものでございまして、それはいわゆる租税と社会保障給付によるものの負担を加えたものでございます。これは国民が負担をしているという今の委員の御指摘、現在の国民が、現在生きている国民がすべてそれ

は負担をするということではなくて、今私が申し上げました将来の国民も含めて、この将来の潜在的な国民負担率と言つた場合は将来の国民も含めてということになるのではないかとこのように思っています。

○峰崎直樹君 官房長官、そのお答えじゃ駄目なんです。私がなぜ国民負担率という言葉を使つちゃいけないかと言っているのは、国民は、例えばですよ、医療費を考えたときに自己負担が入ってくるんですよ。つまり、その社会保障財源は、先ほどおっしゃつたようにセーフティーネットをしっかりと張りまうと言っているけれども、国民負担率五〇%、あるいは潜在的国民負担率で入るときも五〇%前後だと、こういう目標を置いたときに、それで財政的に賄えなくなつてきたときには必ず私的負担が入ってくるわけですよ。そうすると、私的負担を払える能力を持っている人、私的負担は大変厳しい状況に置かれる方々、必ずそういう問題が起きてくるわけですよ。だから、国民負担率という言葉で私は余りいい言葉ではない。

公的負担率だと、こういうふうに言うべきだということを一貫して主張しているんですよ。多分、今、厚生大臣やられた委員長もにやつと笑われているんですけれども、今うなずいておられましたけれども、中馬大臣、その点、国民負担率という言葉は私は余り国民に正しい理解が及ばない概念じゃないかと思うんですが、そう思われませんか。さつきうなずいておられましたので、ちよつと聞いてみます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 定義の仕方にもよりますが、今ここで我々が目指しておりますのは、一つ今まで国が担つておつたことを、しかも税金で担つておつたことを地方に渡す、あるいは民間に渡すこと、その分については得点であります。一方で、それはまた同じ国民の負担にはなることがありますが、その限りにおきましては負担率が軽くなつたとは必ずしも言えないと思います。しかし、無駄をなくし効率化していく、その部分は少なくともこれは負担率といひましようか国民

の負担は少なくなる、そういうことが私は言えると思います。

○峰崎直樹君 その問題だけでやるつもりはないんですが、今日はその国民負担率と経済の関係について、実は私、この国民負担率と経済成長の関係について、これはかつて竹中総務大臣が経済担当大臣をやられていたときにも実は議論をさせていた、だまされたけれども、ここの国民負担率と経済成長というのは、これはどんな関係になるのかなど。これも四人の大臣にそれぞれ答えてもらいたいということをお願いしてあります。

○国務大臣(与謝野馨) 国民負担率という概念は、すべての税負担をすべての社会保険料割るすべての所得ということに定義をされております。そのときに、経済成長があった場合どう変わるかということですが、税は自然増収という形で分子の方は増えます。それから、社会保険料も所得が増えれば増える。ただし、分母の方の所得も増えるわけですから、成長率が高いと国民負担率が必ずしも高いというふうには言えません。それぞれのケースについて、いろいろな想定に基づいて計算をしないといけないものだろうと思っております。

○峰崎直樹君 何だか私これ、質問要旨見たら経済財政担当大臣が入ってなかったんで、きちんとした質問が十分伝わってなかったんですが。

要するに、国民負担率と経済成長というのは従来、竹中大臣なんかと議論したとき、要するに今の経済財政諮問会議の議論を聞いていると、国民負担率が高くなると経済成長は落ちてくる、国民負担率が低くなると経済成長は上がってくるという、そういう相関関係があるんだという前提で議論がされてきたように思うんですが、この点、まづ財務大臣からお聞きしましょうか、そういうふうには理解をされているのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一) 先ほどから国民負担率の概念をめぐって委員の御意見伺いました。

私も、自分のこれ個人的イメージとしては国民負担率、これがあんまり増えると経済成長を阻害するんだと、こういうイメージから議論がなされてきた、つくられてきた概念なのかなと個人的にはそういうふうには思っているんですが、ただ経済成長率との関係ではいろんな議論があるんだらうと思います。国民負担率が高くなれば経済成長が阻害するという考え方もありますし、いや、今の経済成長を阻害している要因は、むしろ高齢化なりそういうものが一方で国民負担率を高めているんだと、一方で経済成長の足かせにもなっているんだと、そういう理解もありまして、多様ないろんな考え方があるんだと思います。

一応、政府は公定的にどう考えているかということ、公定的のと言葉がいけません、政府の考え方としては、内閣府で平成十五年年度の年次経済財政報告でOECD諸国におけるこの両者の関係の分析がございまして、そこでは、両者の間には緩やかな負の、マイナスの相関が認められると、潜在的国民負担率が高い国ほど経済成長率も低くなる傾向にあるという分析がなされておりまして、これは国民負担率の上昇が経済成長率の阻害要因となると、そこをばつり言っているわけじゃないんですが、一種の可能性を示唆しているんじゃないかと思ひまして、一応これにのっとって議論をしているということではないかと思ひます。

したがって、いわゆる基本方針二〇五〇というものもございまして、その中では、潜在的国民負担率の目途は五〇%程度とするというふうな書かれておりまして、一応これを一種の手掛かりとして議論をしているということではないかと思ひております。

○峰崎直樹君 今、経済財政白書から、二〇三年度ですか、でありました。

当時の経済財政担当大臣をやられた総務大臣、今のような認識で多分よろしいんでしょうね、短

くて結構ですか。

○国務大臣(竹中平蔵) これは以前もお答えしたことが峰崎委員に対してあったかと思ひますが、経済成長率と国民負担率にどのような統計的に有意な関係があるかないかということについては専門家の間でも意見が分かれていると私は思ひます。ただ、内閣府が行った当時の分析では有意な負の関係があったということだと認識をしております。その意味では、財務大臣がお答えになったとおりでございます。

○峰崎直樹君 そこで、お手元に、皆さんのところに資料をお渡ししました。経済成長率と潜在的国民負担率の関係、これは平成十五年度、二〇〇三年度版の経済財政白書です。OECD各国の、それぞれプロットしてGDP成長率と潜在的国民負担率との関係を見た約三十年間というその平均値が出ておりますが、見事におっしゃられるような傾向が出てくるということは、私もこれは認めたいと思ひます。

問題は、次のページ見てください。これを七〇年代、八〇年代、九〇年代と十年単位に分けて見たわけでありまして。ちよつと、私のようにもう六十歳過ぎてまいりますと、プロットした文字が、余りにもコピー縮小したために、一枚一枚取ればよかったんですけども、これはやっぱり分かりやすくするために見ていただきたいんですが。

上が一番、七〇年代です。この点はまだ経済の国際的な自由化が余り進んでいないころだろうと思ひます。と同時に、日本はまだ当時はいわゆるGDPの成長率も非常に高かったんですね、四・五%、国民負担率も二〇%と、若々しい途上国というか、もう七〇年代ですからやそのピークに達したころかもしれない。これも緩やかにマイナスの相関が出てくるかなと思ひますが、それほど極端ではない。

ところが、八〇年代ですね、正にレーガン、サッチャーが出てきた当時、当時でいえば、日本では中曽根行革というのが喧伝されたころでございまして。このときには、正に高い負担率を

誇っている国々は非常に成長率が低くて、低い成長率の国々は高い経済成長率を持っているというのがこの数字で非常に出てきます。私は、アメリカの財政学者のスタインモという人の数字を見て、ううん、これは大きく変わっているな、やはりある程度簡素で効率的な政府にしていかなきゃ大変かなというふうには思つた時期がございました。

ところが、九〇年代に入った、この一番下のデータ見てください。ほぼ水平になってきているわけです。高い国民負担率を誇っているスウェーデン、デンマーク、フィンランドあるいはノルウェーといったような国々は、必ずしも経済成長率で引けを取っているところになっていない。

こういう数字を知らんになつて、これはどなたにお聞きしたらいいんでしょう、経済成長率と国民負担率の関係。中馬大臣、これを素直に見られて、どのようにお感じになりますか。

○国務大臣(中馬弘毅) 私、担当じゃございせんから、余り個人的なことを申し上げない方がいいかと思ひますが、これはやはりそれぞれの時代の背景でありまして、国際的な状況もありまして。金利の関係といひましようか、非常に大きな金融の流れがございまして。こういったこともありますので、こうしてあえて言へば、それは一概に言えないんじゃないかと思ひます。

○峰崎直樹君 それでは、経済財政担当大臣である与謝野大臣、これは、これを見られて、今初めて見られたから、なかなか分かりにくいかもしれませんが、でも三十年の平均は先ほど経済財政白書が報じているとおりです。十年単位で見たらこう変わっているんです。これをどういうふうに見た方がいいのかなと。どのように考えられますか。

○国務大臣(与謝野馨) 日本のように成熟した経済の下でどういことが起きるかということは予想が付きませんが、国民負担率を上げて経済に影響がないんだというふうには私は考えておりません。やはり、そこには国民一人一人の

活力とか、そういう問題が当然、租税負担率を上げていくと、あるいは国民負担率を上げてまいりますと、国民の一人一人の活力との多分相関も出てまいりますので、そう一概には私は言えないんだらうと、そのように思っております。

○峰崎直樹君 竹中大臣、じゃ、これを見てどんなふうに思われますか。

○国務大臣 竹中平蔵君 どのように思うかという御質問でありますので、私もこういう統計分析を長年やった立場からいうと、まあこういうことはよくあることだというふうに思います。よくあることだということは、サンプルの取り方によって、期間、地域、発展段階、いろんな取り方によっていろんな結果は出てき得るものだと思います。であるからこそ、長期に多くの国を集めて、大数の法則でできるだけたくさんのサンプルで見るということに一つ統計上は意味があるということなのだと思います。

しかし、これ、それぞれどういう事情によるものかということに関しては、峰崎委員御指摘のように、やはりこれは慎重にしっかりと議論をしていくことは、これは意味のあることだと思えます。

○峰崎直樹君 財務大臣、どのように思われますか。

○国務大臣 谷垣禎一君 私もこの辺りをどう見るかというのは多様な意見があると思うので、できるだけ柔軟に考えていかなきゃいけない。先ほども、ですから、一応こういことを前提に、骨太等を前提に一応考えているという、一応を付けたのはそういう意味でございます。

○峰崎直樹君 何でこの数字をこたわってきたかという、これは、今日の肥大化した財政赤字というのとはなぜきたんだらうかということと私は非常に密接に関係があるんじゃないかと思っております。

というのは、七〇年代までの世界経済、世界の、八〇年代へ入ってきたときに資本の自由化を含めて国際的なグローバル化が進むと。と同時

に、これはいづれもOECD各国ですから、さつき成熟国とおっしゃいましたけれども、比較的成熟に近い、している国々が多いんですけれども、そうすると、重化学工業中心の産業資本主義というものから知識情報型の産業への転換期が八〇年代に当たっていたんじゃないのかと。そのときに、実はこのような相関関係、逆相関が非常に見事に当たったけれども、知識情報型の産業にうまく適した国は実は負担率が高くてもきちんとして対応できるようにしたんじゃないのか。

その意味で、私は、ここでノルウェーであるとかオランダであるとかスウェーデン、デンマークといった、ともすれば非常に大きな政府と言われている国々が比較的早くそれに乗り切ったんじゃないのかと。それに対して日本は、八〇年代のあのバブルの崩壊以降、公共事業を中心にして従来型の公共事業をどんどん繰り返して財政赤字をどんどん肥大化させてしまったんじゃないのかと。その意味で、そういう大きな転換の図が私は読めるんじゃないかというふうに思いますが、財務大臣、その点、そういうふうに思われませんか。

と申しますのは、財務大臣は、一番新しい「金融ビジネスのスプリング、春季号の中で、財務大臣がおっしゃったかどうか分からないんですけれども、中福祉低負担から脱却すべきだということをおっしゃっているんですけれども、そうするとどこのように、しかもこの中で、財務大臣がおっしゃっている中で非常に私が感心したというかは非一度聞いてみたいと思っているのは、きずなを大切にしたいと。家族のきずな、地域のきずな、あるいは国と国とのきずな、そのきずなを大切にしようということ、これは多分に精神的な問題だけではなくて、多分日本の社会の中にある伝統的な、昨日もちよつと別の委員会では義理人情の世界と、こういう話があったんですが、ちよつと義理人情というのはやや日本のやくざっぽいところがあるんですけれども、そうじゃなくて、義理人情というのはやっぱり日本の社会の中にある、そう

いふきずなというものをしっかりと守らなければいけないねと、そういうことが恐らく土台にあるんだらうと思うんですね。

そのきずなの意味も含めて、今私が話をしました、産業構造が大きく転換をしているときに、どうも日本の社会が進もうとしている方向というのには本当は行っていないような方向に向かいつつあるんじゃないかなと。つまり、市場というものをかなり前面に出してきているんです。しかし、どうもその市場が前面に出てくることによってそのきずなをどんどん断ち切られていっているんじゃないかな、セーフティネットと言われているものがどんどん断ち切られていっているんじゃないかなと、そういうことをおっしゃられているんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点、谷垣大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣 谷垣禎一君 私の話したことを取り上げられまして、まず中福祉低負担という表現、これは恐らく私が言い出したんじゃないかなと思っております。ほかでは余りまだ中福祉低負担という言葉はそれほど普及していないんじゃないかなと思えますが、私はそこに今の最大の問題点があると実は思っておりまして、先ほど来の簡素で効率的な政府が小さな政府かという議論を最初に提起されましたけれども、私は、例えば社会保障にしても、国民皆年金とか国民皆保険というような日本は制度をつくってきているわけですが、恐らく多くの国民に問う掛けたときに、そんなものをやめてしまえという意味での小さな政府論者というのは余りないんじゃないかと思っております。やはりそういうものはセーフティネットとして必要じゃないかと思うものが国民が思っておられて、しかし、そういうものを維持していくためにやっぱり無駄は徹底的に排除してもらわなければ維持可能じゃないんじゃないかというのが、例えば小さな政府ということに対する賛成の根拠であったり、あるいは簡素で効率的な政府ということによってくれという

意味なんじゃないかなと思っております。ございまして、ですから先ほど官房長官も御答弁になりましたけれども、小さな政府と言ってしまうと、その辺りをもっとと切り刻んでいくというイメージと誤解されるおそれがあるという面は私はあるんだらうと思えます。

ただ、今の財政状況を考えますと、徹底的に無駄は排除をした上で、負担と中福祉と言われているもののギャップは埋めなきゃいけない、どうやって埋めていくかというのはこれからの大きな議論だということに私は思います。

その上で、私のきずなというのは何なんだということでございますが、実はきずなというのは漠然とした言葉でございますので、なかなかこれだといろんな理解が、実は私も自分で言っているがいろいろな御理解がこれはあるだらうと思えます。

私は、日本人はやっぱり自分だけのことに、何というんでしょうか、個人の利益だけを追求するのはやっぱり良くないんで、自分で仕事をしていても、その仕事を通じて世のため人のためという気持ちがあるからあって、それはやっぱり今後も生かしていかなきゃいけないという気持ちでございということを言っているわけでございます。

別の言い方をしますと、行政改革を進めていって、民でできるものは民でというふうに今流れでございまして、それは私は間違っていないと思っておりますが、しかし、それじゃ、その民間が担う公というものもやっぱりあるんじゃないかというふうに私は思います。

例えばごく簡単な例で申しますと、御商売をなさっている、ただそこでもうければいいというだけじゃなくて、いいものを仕入れていい商品を提供すれば自分のいつものお得意さんが喜んでくれると、昨日の大根良かつたよといって喜んでくれる、そういうことを生きがいにしてながら仕事をしておられる方がたくさんあって、やはり自分の、それぞれ民におられる方々も、何も役人とか行政だけじゃなくて、市井におられる方が自分の

活動を通じてパブリック、公を支えていくという気持ち、こういうものがなければ世の中は維持できないんじゃないかというふうには思っています。そして、その気持ちをききずなことと表現しているつもりなんでございます。

○峰崎直樹君 官房長官、これは事前にお話ししておりました。今のききずなといいますが、社会のそういう人々の連帯といいますが、そういうものを何かこの小泉改革五年間の間に、どうもそこら辺に、ずたずたに何かさかかっているんじゃないかという、最近いろんな論調がそういうふうに出てきています。

私も、そういう公共心といいますが、つまり市場という社会というのはやっぱり効率性、つまりもつと言えは利潤第一で動くというのは当たり前のことだと思ふんですね。しかし、今確かにその利潤、もうけるに当たってもルールの下における、あるいは社会的な公平性といいますが、そういうものはきちんとしてやらなければならないこととは当然のことなんです。ホリエモン事件がそうでありましたし、昨今の金融不祥事というのがどんどん起きてきている背景にも、そういうある意味では規制緩和、これは我が代表代行が先日たしか官房長官と議論されておりましたけれども、どうもそのいわゆる背景には、かなり商法や会社法や様々なそういう規制があるところを非常に切り込んでいった、自由化されていった、そうするとそのすき間をねらってどんどんどんどんこれが拡大していった、そういう経過があったと思うんですね。

そうすると、どうも日本人の感覚からすると、おいおい、金で何でもできるなんて、そんな発想じゃ困るよとか、そういうものがだんだんと、日本の伝統的な価値観の中にあつたと思うんですが、どうもそういうもので切り込まれてきているんじゃないかなということ、先ほどききずなというお話がありました。そういうことについて、官房長官はどういうふうにご回答されるか、小泉改革との関係で今のお話を判断されているか、ちよつと

感想をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(安倍晋三君) 五年前に小泉政権がスタートをいたしました。私も当初から官房副長官としてこの改革の中にいたわけでありますが、小泉改革が目指したものは、フェアな競争を行い、公平公正なルールの中でお互いにそれぞれの良さを引き出しながら伸び伸びと競争をしていく、その中から活力を生み出し、経済の力を押し上げ国の力を高めていく、それが小泉改革の目指すところでございます。

しかし、それはもちろん最初に申し上げましたように、フェアな競争、つまりしっかりとルールを守るということが大前提でございます。その中で、今やグローバル化が進む中で、世界の競争で勝ち残らなければ、日本の中で勝ち残ったとしても、結果としては勝ち残ることができない。そして、雇用を守ることもできませんし、日本の経済力は落ちていくという中では、これは、改革は必ず行わなければならないという大きな私は命題だったと、このように思います。

そして、その中で、もし、ききず等の、これがだんだんこれ薄まってきているのではないかと、今、昨今の批判があるわけですが、これはやはり私は誤解ではないかと。例えば、地域のききずな、家族のききずなが薄まってきているとすれば、これはやはりこの戦後の六十年の長い歴史の積み重ねによるものではないだろうか。またあるいは、これはやはり教育の場においてルールを守る、絶対にルールはやはり守らなければいけない、あるいはまた、家族の価値といふのはこれは何事にも、これは物やお金には代えられない価値です。よ、損得を超えた価値なんです。よということもしっかりと教えていく。そのことが私はむしろより大きいウェイトを占めているのではないだろうか。このように思ふわけでありまして、そうした現象、今言われているホリエモン現象等、ビジネスチャンスは広げたわけですが、ルールを守らないというのはこれはやはり私は別の問題ではないだろうか、このように思います。

○峰崎直樹君 もう一番目のテーマだけで三十分超えてしまったんで、そろそろこの点ちよつと集約したいんですが、官房長官あるいは中馬さん、どちらでも構いませんが、今お話を聞いていると、小さい政府という言葉は使わないんだと、政府は、財政的には大変厳しい、国の中央財政、国家財政、後で財政の問題を本日は議論したいと思いますが、そういう大変財政が厳しいんで、何とかこの財政の、今すべての問題が財政に集約されているような気がするんですが、その財政を何とかしなきゃいけないので、実は無駄なところは切り込んでいきますよと、民間で可能な限りできるまでやりますよと、こういう意味であつて、その言われるところの小泉内閣は小さな政府を目指すつもりはありませんか、こういう理解でよろしうございますか。

○国務大臣(安倍晋三君) いわゆるこの小さな政府自体が、最初に、冒頭申し上げましたように、私たちのこれはセーフティネットである社会保険の負担も減らし給付も減らすと、これは外側に置きましますよ。例えば、米国の健康保険制度のようにな仕組みとして、これは公的ないわゆる保険制度から私的なものにどんと外していきましますという意味において、そうした方向を目指していくというこの意味においての小さな政府という誤解があるのであれば、そういう小さな政府は目指していないと。あくまでも簡素で効率的な政府、徹底的に無駄を排し、民間ができることはやはり民間にゆだね、そして、むしろ地方に任せたり地方に任せたり、そういう意味での簡素で効率的な政府を目指していくという意味においての小さな政府は我々は目指すべき姿だろうと、このように思っております。

○峰崎直樹君 中馬さん、どうぞ、もしよければ。○国務大臣(中馬弘毅君) 今おっしゃっている議論でございますが、ただ、財政が非常に肥大化して苦しくなったから、これを切り込むためにいろいろ

大きな改革という認識は私は当たらないと思います。大きな歴史的な流れでございます。今までの明治の初めもそうですし、戦後も民に任せても個人もほとんど何もなかった時代、これは役所が中央に金と権力を集めて、そしてその国の体制を、また成長もやっていたいかなきゃいけないということでございますが、もう十分に育ってきたわけですね。

そうしますと、むしろ民でやった方がいいことまでも今まで官がやってきたわけですから、これを民に移すこと。教育の面であれば、やはり私は寺子屋が一番原点だと思ふんですが、あるいは福祉でも相互扶助、今ききずなということがございまして、ききずなが生まれる中でお互いに弱い立場の人を助けていく、こういったことが本筋は原点だと私は思います。

そうしますと、必然的にそれは政府の関与が少なくなってくるわけですから、結果的に簡素で効率的な小さな政府になる。しかし、それを今正しようとしているのがこの大きな第三の革命と私は言わしていただいておりますが、民主的な革命を今やろうとしていることとございまして、そういう認識に私は立った形の改革だと、このように認識いたしております。

○峰崎直樹君 今の中馬さんのお話聞いていると、経済社会の土台がかなり、まあ寺子屋というのは確かにそれは江戸時代ですけれども。明治やあるいは昭和の、入っても土台がやっぱりかなり変わってきていると思うんですが、今の社会は。つまり、家族で、大家族でございまして、おばあさんが子供の保育の面倒を見る、出産も時には近所のおばあさんが来て一緒に分娩してくれる、あるいは子供の教育もできる限り地域の皆さん方がちゃんとそれはできた。だから、保育、医療、まあ医療はちよつと医者さんはあれですが、教育、そういう子育ても含めて、あるいはお年寄りの介護も含めてかつては家族という一つの共同体ができた時代が、もう今核家族になって、しかも夫婦共稼ぎというのか、共働きというのがある意味ではか

なり恒常化している。

そういう中で、セーフティーネットをどういう張り方をしたいのかというのが今一番求められているわけであって、そのときに古い時代の前提条件みたいなものを私はもし持ち出すとすれば、つまり昔のように、それは民間でやれるものは民間でやればいいんだと言いがらも、かなりもうそういう土台は私には変わってきていると、そういう認識はやはり土台に置いていただかないと、その上でどういう社会をつくり上げていくのかというふうに。そうすると、私は当然これは地方分権というのがやっぱり非常に重要になると思うんですね、実際に。

そこでちょっと、二番に入る前に、昨日経済財政諮問会議がありまして、十分質問要旨を伝えていなかったわけでありまして、経済財政諮問会議の中で、昨日、与謝野大臣の早速何か、要するにインターネットで記者会見の要旨を拝見をいたしました。

そこで非常に気になったのは、国と地方の関係、今申し上げたように地方自治体というのは何をやるかというのと、特に、基礎的自治体である市町村は何をやり、広域市町村でやること、都道府県は何をやる、そして国はどうするかという補完性の原理というのを我々は重要だと考えているわけですが、そうすると、この歳入歳出一体改革の中で地方財政の問題についていろいろ言われているわけですが、まあ人件費に焦点を当てているということは、それはまた別途、人件費問題というのは、公務員の人件費というのは大きな問題ですから大いに議論しなきゃいけないと思うんですけども、その中で、国と地方の財政健全化状況、このバランスが確保される点も非常に重要だと考えております。

これ、与謝野さんの記事ですけれども、例えばプライマリバランス黒字の地方に税源移譲を行えば、国、地方間の財政状況のアンバランスが拡大する、地方は既にプライマリバランスは黒字になっております、国、地方ともに財政健全化が

図られるということが大変大事な点だと、こういうおっしゃられ方をしています。そういう認識は今でも変わりませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) プライマリバランスだけのことを申し上げれば、既に地方はプライマリバランスは黒字になっております。したがって、更に税源移譲をやつてまいりますと、地方の方はほとんどプライマリバランスは黒字になり国の方は更に苦しくなるということで、私も決めた基本原則は、国も地方もともに財政健全化を目指すという中で、バランスのいい姿を目指して協力をしていこうという考え方でございまして、今税源を移譲すると。仕事を減らしながら税源移譲するという話はなくて、ただ税源移譲をするということは多分考えられないことだろうと思っております。

○峰崎直樹君 総務大臣、国と地方は、地方がもうプライマリバランスで黒字なんだよと、国が大変なんだよ、だからとんでもない、税源移譲なんかとんでもないとか、これはもう同時に進めていかなくちゃいけないんだ、まあそれは理屈ではそうなんですけれども、そういう今のよう議論にくみされるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと与謝野大臣の会見の内容は承知をしておりますんですけども、税源移譲をする際の制度の仕組み方でプライマリバランスが変わる場合もあれば変わらない場合もあります。例えば、政府の歳出であるところの補助金をカットしてその分を税源移譲するというところであるならば、これは国のプライマリバランスは変わりません。ですから、そこはちょっとどういう状況下での議論だったのかは私は承知をしておりますんですけども、プライマリバランスと税源移譲の関係を客観的に申し上げれば、私が今申し上げた状況になるのだと思います。

税源移譲すれば国のプライマリバランスが悪くなるというのは、これはどういうことなのか、ちょっと私には理解ができませんが、税源移譲全

般について申し上げるならば、昨日も申し上げたんでございますけれども、これからやはり一体的な改革が必要であって、不交付団体をやっぱりこれから増やしていかなければいけないでしょうと。そのときには、地方は歳出削減をしつかりやらなければいけません。そして、交付税の仕組みも、税源移譲を全くとやらないでかなり大幅に不交付団体を増やすことは難しいであろうと、これはまあ常識的にそのようなことは言えるのではないかと思っております。

○峰崎直樹君 谷垣さん、私も是非、谷垣大臣に見解を聞きたいと思つたので、どうぞ。

○国務大臣(谷垣禎一君) まだこれは竹中大臣と私との間も議論は半ばでございますので、あくまで私どもの考え方ということでお聞きをいただければいいと思うんですが、税源移譲に関しては私は二つの点は御理解をいただきたいと思うんです。

一つは、やはり国の財政としてこれだけ負債を抱えておりますから、税というのは最後に債務を償還していく究極の財源でございます。今の日本の国の状況からいいますと、先ほどプライマリバランスのお話もございましたけれども、なかなか債務の償還財源をお譲りしていくという状況には、なかなかお譲りするよというのは財務大臣としては簡単に言えることではないということ一つございします。

それからもう一つ、私、実は昨日、まだ必ずしも竹中大臣との間で財政諮問会議でも十分議論いたしておらずで、急にここで言うところ竹中さんに後からどやされるかもしれないんですが、もう一つ思っておりますのは、結局、税源移譲というのはよほど慎重にやりますと、どうやっても地方の間の財政力の格差というものを拡大する傾向になってまいります。

それで、じゃ、どういう税が比較的偏在が少ないかというような議論ももちろんあるわけですが、どういう税を取りましても、やっぱり経済力

や人口が、何というんですか、都市に集中しておりますので、税収はどういう税を組み合わせてもどうしても都市に偏つて過疎地には税収が低くなるということがありますので、結局それは今まで交付税という形で国が国税、主として国税で調整を行うという形を取ってきたわけでございます。これ以上、じゃ、交付税の調整機能も生かしながら税源移譲もせよということになりますと、なかなかこれもどういふ答えを出すか難しいうございします。

それで、昔、福田大蔵大臣のときに、地方財源をもう少し充実しなきゃいけないという、当時で大体地方税の割合が三二％だったと思いますが、税源移譲等々で今四五％になっております。したがって、この税格差という、地方の財政力格差というのはどう埋めるかというのは、ここまでは地方税も充実してまいりますと、地方税の中でもやはりお考えをいただく必要が出てくるのではないかと。そういうような気持ちも持っております。したがって、税源移譲の問題はどうやってこの財政調整を進めていくかという制度論とは無縁ではあり得ないというふうに私は思っております。

○峰崎直樹君 谷垣財務大臣、財務大臣、いやいや、後で大いに内輪ではやってくください。

私は、冒頭申し上げたように、市町村、つまり今の日本の社会のセーフティーネットの中で、現物給付、まあサービスですとね、サービス提供を基本的にはやっぱり地方自治体が今、福祉とか医療とか教育とかやっているんですね。もちろん民間の医療も、いろいろなのもありますけれども、基本的にやっています。

そうすると、我々のこの社会を見たときの、先ほどのきずななんですけれども、きずな土台を成しているところは正に地方、家族であり地域であり市町村であり、様々な中間団体があると思うんです。そういうところの安定なくしてきずなはできないと思うんです。

そうすると、私は、地方自治体は何をやるべきなのかというものと、地方自治体の限界というの

があると思うんですよ。国でなければできない、もちろん外交って地方外交もあるけれども、基本的には外交もそうだろうと。それから通貨、経済政策の主要な手段はこれは中央政府しか持てないんですよ。

そうすると、地方自治体というものは、私は原則的には本当は、地方自治体が借金をすること自体は本当は好ましくない。まあ投資的経費で多少、箱物を造ったときの十年でそれを償還するときには自分たちでやるということはあるとして、とにかく地域を選べるんですよ、住民は。国民はなかなか、まあ竹中さんのように年末になると海外へ行かれるというような、そういう我々芸当ができないものですかね、そう簡単にできないだけども、国民はなかなか、国はなかなか選べないんです。経済政策を持ってるんです。そういう前提条件からすると、私は正に地域、地方自治体に対する税財源の基本的なニーズ、基礎的なニーズというものはしっかりとわゆる保障していかないといいんじゃないかなと。で、税源移譲と交付税というものの、この二つのセットというのは、当然これは必要になってくるというふうには思うんですよ。

そういう観点からして、この昨日の記者会見だけで判断して、後で議事録から、なかなかあと四日ぐらいしないと出てきませんから分かりませんけれども、そういう意味からすると、まず地方自治体の税財源の充実というところにしっかりとやって、セーフティーネットを張っていく、こういう観点にすれば財務大臣もすっかり立たないと、それはさすがにできないですよ。どう思います。

○**国務大臣(谷垣禎一)** 確かに、おっしゃるようにセーフティーネットをきちっと張っていくときのまずその一番の受け手が自治体であるという峰崎委員のお考えは私もそれはそうだろうと思います。

ただ、先ほど私が申し上げていることは、結局、そのじゃ財政をどう埋めていくかと、き

ちつと補てんしていくかということになるわけでありますが、今の国の財政の事情からいいますと、なかなか、じゃお譲りするという財源が少ないことも事実でございます。

したがって、先ほど与謝野大臣がおっしゃったことでもございますけれども、具体的な事業の地方への移譲、今までの手法で言えば補助金の削減、移譲ということでございますけれども、そういうものと無縁に税財源だけの移譲ということは極めて考えにくいということを先ほど私は申し上げたわけでありまして、そのことは同時に、結局、この問題は小泉内閣が入りましてからずっと経済財政諮問会議でも議論を続けてきたところでありまして、結局、今の両方セットでなければいけないということをもう一回元に戻しますと、先ほどの財政力の、自治体の財政力格差という問題が出てきますので、これは交付税の在り方あるいは地財計画の在り方そのものを検討するということとセットでなければなかなか解決しないということなんじゃないかなと思うんですが、今まで一項目をやってきましたなかなか難しいということもございました。そういうようない

ろんな悩みを先ほど申し上げたつもりでございます。

○**峰崎直樹** 官房長官、今日総理もおられないんで、もちろん与謝野大臣にも本当は経済財政諮問会議の事務局的な役割をやっておられますんでお願いしたいんですけども、どうもこの記者会見あるいは昨日のいろんな記事読むと、そのマイナス幅が非常に大きい国と相対的に健全な地方と、こういう二分法で今これからの議論が進んでいくということに対して、ちょっと私は危機の念を持っています。

だから、官房長官、まず国として今分権化を進めなきゃいけないということについては一致しているわけですから、そうすると、正に地方自治体でやらなければいけないセーフティーネットの張り替えが今必要になってきている。そのところをしっかりとまず張っていくという意味で、それ

ぞれの自治体は何をなすべきかということ、きちんとやらなければいけないことをしっかりとやりながら税財源配分というものを考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点ひとつどのようにお考えなのか聞いてみたい。

○**国務大臣(安倍晋三)** 小泉改革がスタートして大胆な市町村の合併を行ったわけでございまして。この市町村の合併によりまして、これはいわゆる行政力を高めていく、そして地方分権をしていく上においての受皿づくりをしてきたわけでございまして。この合併によりまして、かなりのこれは行政経費、中長期的には行政経費の無駄を省くこともできるわけでありまして、しかしやはりこれは当然、地方自治体におきましてもしっかりと無駄を省くという努力をしていただかなければならない。今までのこの交付税の仕組みの中で、その結果、一生懸命そうした無駄を省いたところもそうでないところも同じサービスを受けることができるということになってはならないという意味においての改革はしっかりと地方においてもやっていかなければいけない。

そういう意味におきまして、総務大臣も地方行政の改革にしっかりと取り組んでいかれる決意が、その中で、この地方分権を行っていく、また税源移譲を行っていく中で補助金をカットしていくということによって、結果としてサービスが著しく滞っていく、あるいは地域によってはサービスが受けられないということがあつてはならないわけでございます。そういうところにつきましては、先ほど財務大臣が答弁されましたように、この税源移譲をしても一部の地域に偏在をするということにならないように、そういう目配りはしっかりとしていかなければいけないと、そのためにこそ政治はあるんだらうと、このように思っております。

○**峰崎直樹** もう時間が十分切つてしまいました。私は、財政金融委員会におりますので、与謝

野大臣や財務大臣とはいってもお話しできるので、それに関連した話はあるだけカットさせていただきたいと、まだまだたくさんあるんですけど。

そこで、官房長官、私は非常に一番興味を持っているのは、〇七年には年金の改革の問題では三分の一から二分の一の財源が必要だと、財務大臣は、そこで実はいわゆる消費税の引上げを〇七年度と、こうおっしゃっていただけたわけです。

一体全体、行政改革でどこまでやればその税の負担という問題について切り込むことができるのか。このいわゆる行政改革法案が出てまいりました。歳入歳出一体改革が六月末に出てくるんでしょう。これ六月末なのかどうなのか一週間聞いてみたい、いつごろ出るのか聞いてみたいんですが、それは、もし後、分かれれば教えてほしいと思います。しかし、それが出て、これをやれば、もう国民の皆さんに、ここまでやったんだと、だからこれからは税の負担をお願いしたいねと、こういうふうな考えておられるのかどうか、その点ちょっと明確に答えていただきたい。

○**国務大臣(安倍晋三)** 我々は、二〇一〇年代の初頭にプライマリーバランスを、バランスをす

るということを目指しているわけであります、それを目指するために、今大変な努力をして財政改革を行っているわけであります。歳出の見直しをしていく。そして、それと同時に、やはり経済の活力をより一層活性化させることによって自然増収増も目指していかなければいけないと。しかし、その先、まだまだこれは債務の積み上げがあるわけでありまして、その第二期の段階でプライマリーバランスを黒字化していく中にあって、更にそれを健全化していく上において、今委員が御指摘になったように年金の、基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げていくもの、あるいはまた増えいく社会保障費をどう対応していくかということ、国民の皆様とともに税についても、これは消費税についても御議論をしていく。しかし、その前にやるべき努力

をすべてやらなければ国民の皆様の御納得もいた
だくことはできないだろうと、このように考えて
おります。

○峰崎直樹君 もう一回確認しますが、その〇七
年というのはもう間際に来ているんですよ。これ
今、六年なんです。そうすると、今年のこの行革
法に基づいて、また来年以降は各個別法出てまい
ります。それから、六月末には経済財政諮問会議
で歳入歳出一体改革出る。こまで行けば、これ
をやり切ればもう我々としては負担増なんだと、
負担増もあり得るんだと、負担増負担増と言っ
ていますけれども、税を上げるといふようなことが
議論されて条件ができると、こういうことなん
ですか。もう一遍、端的に言ってください。短くお
願いします。

○国務大臣(安倍晋三君) ただいま正に、今、峰
崎議員が指摘をされたような、我々としてはど
のようなプランで財政を再建をさせていくか、そ
のためには歳入歳出の一体改革が必要ですねとい
うことで、この六月を目途にその一体改革、そし
てその基本的な条件は、どういう条件をこれは設定
をしていくかという選択肢を設けながら今議論を
しているわけでありまして、それは、それにつき
ましては、これは正に六月末を目途にお示しがで
きるんではないかというふうに考えております。
また、この基礎年金につきましては、これ二〇
〇九年までに、これは三分の一から二分の一、そ
れは当然、条件として近い将来それはあるわけ
でありますから、そのことも念頭に議論をしてい
かなければいけないと、こう思っております。

○峰崎直樹君 その場合、もう負担増といつたら
すぐ消費税になっちゃっているんですよ。その前
に資産性所得とかあるいは資産の保有あるいは
相続税とか贈与税とか、そういう今の資産格差
所得格差は必ずそれ資産格差に行つてまいりま
すけれども、そういうところにその税財源の見通し
をきちんと持つという意味で、消費税にこだわ
ておられるという理由は何があるんでしょうか。
官房長官 もしよければ。

○国務大臣(安倍晋三君) これは例えばというこ
とで消費税という話をしたわけでありまして、税
体系全体を俯瞰しながらこの税の負担の在り方
を議論をしていかなければいけないと、こう考
えております。

○峰崎直樹君 そうすると、消費税にこだわると
ではないと、全体を見ながら税財源改革を進め
ていきたいということだと思ひます。

残り四分になって、どうしても北海道におりま
す北海道の森林、林野が非常に、ちよつと今度
は具体的になります。中川大臣、せつかくおい
で、おりましたので、大変申し訳ないですが、少
しちよつと、あと四分以内で質問させていただ
きたいと思ひます。

今度のいわゆる改革法の中に特別会計の問題が
ございまして、たしか平成十年に抜本改革行わ
れて、公益的機能の維持増進を基本にした取組に
転換をしましたですね。これはこういう考え方を踏
まえて取り組むと考えていいんでしょうか、これ
が第一点です。

第二点は、正に林野事業というのは、地球温暖
化を含めて、これは民有林とも連携しなきゃい
けないと。そうすると、いわゆる林野庁において
民有林も含めた一元的、一体的管理を国の責任
を持って対応するというふうに考えていいのかわ
るか。

それから三点目ですが、今回の政府案の中身見
ると、形を先に決めて、中身は平成十九年度以降
に法律というふうになっていくんですけれども、
国有林野事業の使命の達成や民有林における具
体的対策確立する必要があるために、今すべての
論を出すんじゃないくて、平成二十二年度まで
にしっかりと審議、対策を講ずる必要があると考
えるんですが、この三点についての、本当は一つ
つ言えればいいんですけど、時間がありません
で、一括して質問させていただきたいと思ひま
す。

○国務大臣(中川昭一君) 三点御質問でございま

すが、一点目は、峰崎委員御指摘のように、平成
十年に国有林野の抜本改革をいたしました。日本
の場合、特別、森林、林野の占める公益的役割とい
うのは大きいわけでございまして、そういう観点
から改革を行い、公益的機能の維持増進を一層深
めるといふ前提でやりましたものでございませ
ん、今回のいわゆる行革におきましてもそういう
観点をきちつと維持しながらやっていきたいとい
うふうを考えております。

二点目につきまして、地球温暖化対策に占める
森林の役割というのは極めて大きいわけでござ
いますから、そういう意味で、これにつきま
しては、もう国有林も公有林も民有林も一体となつ
て取り組むという観点から、国有林野行政だけ
ではなくて、林野行政全体として農林水産省とし
て取り組んでいかなければならないというふう
に考えております。

それから三点目の、二十二年度に向けて今議
論すべきことと二十二年度までに議論すべき
ことと、大きく分けて二つあるわけでございま
すけれども、大きく分けて二つあるわけではな
い、二十二年度に向けてこれから作業をすべき
もの、この法律の中で作業をすべきものとござ
いますけれども、いずれにいたしましても、二十
二年度に向けてきちつとしたものにするように、こ
の法案、そして今後作業を進めていきたいとい
うふうを考えております。

○峰崎直樹君 終わります。

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉で

す。本日は、行政改革法案に関連しまして、金融に
関する部分に重点を絞りました質問したいと思
ひます。

まず、竹中大臣に対して質問いたします。

大臣は、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会を
設立されまして、そこにおきまして地方自治体の
破綻法制を取りまとめられました。この破綻法制
というのはどういうものであるか、また貸手にと
りましては破綻法制はどのような意味があるか、
特にこの部分に関して説明を求めたいと思ひま

す。また、この後にどういうことを考えていら
っしゃるのか、是非具体的に教えてもらいたいと思
ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、大久保委員から、
破綻法制について取りまとめがなされたとお
っしゃったんでしょうか。これは正確には、先般
うやく中間取りまとめ考え方が示されたところ
でございまして。その中で、地方の、今回はま
自由と責任というのをしっかりとコインの両面とし
て確保していただきたいということで、自由の部
分についてもしっかりと御議論をいただいてお
りますが、責任の部分で、いわゆる破綻法制につ
いての御議論をいただいているというところは事
実でございまして。

いわゆる申し上げましたのは、民間の破綻と
公的自治体の場合、やはり性格が異なるわけ
でありまして、議論の方向としては、民間の場合
は清算型、再生型、両方あるわけですが、自治
体の場合は清算型というのはいり得ない、だから
再生型というのが再生型に、再生型に当然なる
わけでございまして。それでも、それが法律的にど
うな問題をクリアしなければいけないということ
は十分に詰める必要があるというのが今の議論
の現状でございまして。

ただ、問題意識として申し上げますと、これは
基本的には再生型ということに加えて、今の再
建制度というのはあるわけですが、基本的には
ストックの指標に着目しておりますけれども、
いかというところ、それと、何よりもこうい
ったこの制度整備を行う最大の目的は、しつかりと
防衛して困った状況にならないようにする、予
防措置をしつかりと組み込むということ、そのた
めには少しいかな制度設計が必要かということ
は、これは少しいかな制度設計が必要かとい
う問題であるかというふうに思っております。

今後どのようになるかということに関しまして
は、取りまとめに向けてまだ議論が進捗中でござ
いますので、そういう今申し上げたような問題意

識で方向を是非詰めていたでいて、しかし、具体的な制度設計に関しては、これはかなり時間を取ってしっかりと法技術的な問題も議論をしていかなければならない、法制的な問題、多面的な検討をしていく必要がある問題であるというふうに思っております。

○大久保勉君　ありがとうございます。

破綻法制といったら、破綻ということですから非常に誤解を生みますが、再生法制とか若しくは自治体を再活力をすることか、そういう前向きに考えることもできるのかなと私は認識しています。

今回の竹中大臣の発言に関しましては、日ごろは非常に明快なのに、ちよつとちよつとをさされたような部分がありまして、私が質問したのは、じゃ地方自治体に銀行がお金を貸してましたと、その場合、破綻法制を適用したら、例えば十億お金を貸していたと、その場合に、民間の場合でしたら債権カットということで五億円になるとか、若しくは場合によつちやゼロになると、こういうふうなものが破綻法制なんですね。今回も同じと考えてよろしいんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君)　その点については、正に法技術的に詰めなければいけないという議論が懇談会でなされております。

現実に戻せなくなつて、今の再建制度でもあるわけですけども、リスケジュールのようなことはこれはあり得る手段として出てくるのかもしれない。しかし、実際にその債権を放棄する、ギブアップするというのが課税を背景にした自治体でそういうことが法技術的に可能かどうかというような問題も議論をしなければいけない問題である、そういうことが指摘をされているところでございます。

したがいまして、貸手にどのような影響があるのかということ、これは制度設計の結果、より明確になつてくると思いますが、今後更に詰めなければいけない課題であるというふうに認識をしております。

○大久保勉君　分かりました。

諸外国でもこういった法制はございまして、結局このままだったら回っていきませんと。だからだれかに負担を求めるというのですから、当然ながら債権者が債権カットをのむ、若しくは今返せないですから将来にわたつて繰延べする。いわゆるこれはデフォルトなんです。これこそが破綻法制であります。当然ながら、この場合の債権者というのは、民間もそうだし、国から借りたものもそのはずなんです。そこはきつちり議論をしないといけないと思います。

そこで、次の質問としまして谷垣大臣に質問したいのは、地方自治体にお金を出している財融特会がございまして。じゃ、財融特会の方も当然ながら破綻法制に關して対処をすべきだと思ひます。これは、例えば言ひますと、いわゆるノンバンクが過去に破綻しましたが、自分たちはもうお金を返せない、だから破綻法制若しくは再生をしたい、それを勝手に決めていまして、銀行に一切相談がないと。そしたら銀行怒りますよね。やはり貸手の方もそれだけ覚悟が必要ですから、当然ながら竹中大臣の方と相談するというのが筋なんですね。

じゃ、財務省さんとしてはこの債権放棄に關して、若しくは破綻法制に關してどう考へているのか。もし検討がされていたら現状を教へてくださいます。

○国務大臣(谷垣禎一君)　現在の段階は、竹中大臣の下で行われております検討状況に関心を持つて見守つてゐるという状況でございます。

それで、いつぞやもこの問題、財金で委員と議論をさせていたことがございまして、現状では、例えば地方債の元利償還費は全部地財計画に公債費として計上して、これを含めた全体の、地方歳出全体に対して交付税措置をするということとでございます。個別の団体については、起債制限制度とか、赤字が一定を超えると財政再建制度がございまして、デフォルトということは想定しないという前提で制度が立てられているわけでございますが、さてその辺りをどうしていくか

という議論は私どもも今後関心を持つて見守つていき、必要な際にはまた必要な対応を取らなければいけないということ、だらうと思ひます。

○大久保勉君　分かりました。

それでしたら、地方分権二十一世紀ビジョンの懇談会の中に貸手たる財務省の関係者も入るべきじゃないかと思ひますが、実際に入つてゐるんでしょうか。これは通告してありませんから、もし分かつたらお答えください。

○国務大臣(竹中平蔵君)　懇談会は私の私的な懇談会でございます。そこで制度設計をするということは全く考へておりません。問題点を洗い出した上で、大きな方向性について議論をするということとでございます。懇談会の結果はあくまで懇談会の調査審議の結果でありまして、それを受けて政策としてどうするかということは総務省の責任者である私が判断することになると思ひます。その際に、必要であれば当然必要な関係省庁と協議をしなければいけません。

ただ、いづれにしても、まだそこまで議論は行つておりません。いろんな問題点を今出しているところと考へておりますので、しっかりと議論を進めたいと思つております。

○大久保勉君　ありがとうございます。

将来、貸倒れが発生するということでしたらこの財融特会に關して負担が生じます。その場合に、例えば金利変動準備金といった準備金を取り崩すと、そういったことを是非前向きに検討すべき時期が来たかと私は考へておりますので、是非谷垣大臣の方も前向きに検討をお願いしたいと思ひます。

続きまして、財融特会は政策投資銀行にも貸出しをしております。今回の法案で政策投資銀行は完全民営化ということでありまして、民営化というのはデフォルトの可能性があるとということですから、何らかの引き当てをしないと、若しくは何らかの処理が必要だと考へております。

そこで、まず政策投資銀行に対する貸出金額は幾らぐらいあるか、お尋ねします。谷垣大臣、お

願ひします。参考人でも結構です。

○政府参考人(浜田恵造君)　お答え申し上げます。

日本政策投資銀行に対する平成十六年度末における財政融資資金の貸出し残高は九兆六千七百六十三億円となっております。

○大久保勉君　九兆ということですかかなり大きいなという感じがします。なかなか兆単位の金額でしたら国民としては分からないと思うんですね。ですから、恐らくは、もういつも私は兆単位の数字が出てきましたら消費税に換算して見ます。ということは、今の消費税の税率に近いような数字を国が政策投資銀行に貸している、こういう理解だと私は考へておりまして、もしこの日本政策投資銀行が破綻した場合には十兆円が返つてこない。じゃ、最終的には税金で処理しないといけない、こういうふうな問題をどう考へていくかという整理をしたいと思ひます。

もちろん、政策投資銀行自身の財務内容は極めて健全でありますから、その可能性は極めて少ないということは指摘しないといけないと思つております。

そこで問題になりますのが、じゃどの程度の不良債権があるのかということで、時間がありませんので、こちら、日本政策投資銀行のディスクロージャー誌を読みました。そうしましたところ、いわゆる不良債権といひますのはそれに見合ひまして貸倒引当金といひますのを積みまして、政策投資銀行は貸付金が十四兆八千億円です。それに対して、平成十六年三月三十一日の数字といひますのは、この貸倒引当金といひますのは四百四十五億円です。これ、パーセンテージで計算しましたら〇・三％だということですから、貸出し債権の〇・三％が焦げ付く可能性があるとということ、引き当てをしていますということなんです。

これを見ましたところ、これは特殊法人等会計処理基準ということですから、いわゆる国民金融公庫とか、若しくは中小企業金融公庫、いわゆる

政府系金融機関の準拠にするものであります。ところが、日本政策投資銀行は起債をするとか国際的にも名の通った銀行でありますから、民間基準も出しませうということで、企業会計基準に準拠した決算も行っております。

そこで比べたら、非常に面白いことが分かったんです。つまり、引当金四百四十五億が民間基準、企業会計基準になったらどのくらいになるか。非常に大きな数字なんです。これ通告しておりますが、どのくらいかお分かりの方いらっしゃいますか。つまり、四百五十億円が民間基準になったら幾らになるか。

○政府参考人(浜田恵造君) 手元に持ち合わせております政策投資銀行のディスクロージャー誌によりまして、単体の自己資本比率をはじく際に計上しておりますいわゆる補完的項目に含まれております一般貸倒引当金につきましては、平成十六年三月末で千九百三十七億三千七百万円、平成十七年三月末で千四百九十二億八千四百万円と承知しております。

○大久保勉君 ちよつと私の持っている、これが正式なものだと思いますが、このディスクロージャー誌の九十一ページに貸倒引当金ということで三千九百五十八億、約九倍の数字になっています。これは昨日、日本政策投資銀行と確認しましたから間違いのない数字です。恐らくこの三千九百五十八億が正しいでしょう。正しいはずですが、

ですから、政府基準といいますが、特殊法人の会計基準でわずかに四百四十五億だったものが約九倍になったということです。パーセンテージでいいますと二・六八%。つまり、全貸出しの二・六八%は焦げ付く可能性があるということです。だから、全然会計基準によつて違います。

ただ、この数字でも本当かと私は若干疑問があります。まして、監査証明というのがあります。それが監査したのかなというところで調べてみて、これ六十七ページに「証券取引法第九十三条の二所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明」と。どこかで聞いたところがありまし

て、たまたま今日、日経新聞を持ってきたんですよ。そうしたら、「中央青山に業務停止命令」とか、もうほとんど、三ページにわたってありまして、ただ、昨日、日経平均が一万七千円を割りまして、これ、中央青山の問題で三百円日経平均が下がったということです。だから、何かこれでもおかしいのかなと。つまり、もっと厳しく査定したらもっと不良債権があるのかな、これが実態じゃないかと思っております。もちろんこれは分かりません。政府の方は説明責任がございいますから、是非実態を教えてくださいなと思っております。

特に何が関心があるかといいましたら、最近、東京都若しくは大阪府関連の第三セクターが破綻しております。いわゆる第三セクター向け融資というのは非常に爆弾であるということが言われておりました。政策投資銀行のどのくらい貸出しをしているかといいましたら、これは一兆四千億ぐらいだったと思います。かなり大きな数字なんです。ですから、こういったことをきっちり精査しないといけないんじゃないかと。まだいいです、これは政府系ですから。何かあったら政府がちゃんと保証します。ところが、平成二十七年までに完全民営化すると。じゃ、そのときにまたこういうた債権が残っていたら財融特会の融資が焦げ付いてしまします。そして、最後は消費税か何かで税負担という可能性もありますから、ここはきっちり精査する必要があると思います。

そこで、今回確認したいのは、じゃ完全民営化するときこの資産が本当に正しいのか、第三者による、つまり独立した第三者によるデューデリジェンスをするのかしないのか、今回の法案で義務付けているのか、ここを確認したいと思えます。もちろん、いろんな業務停止を行ったような監査法人は外してもらいまして、国際的に認められる若しくは日本でも非常に評価されている監査機関がきっちりデューデリをする、こういうことを是非コミットしてもらいたいと思えます。このことに関しまして、担当の中馬大臣、お願

いたします。

○国務大臣(中馬弘毅君) このことにつきまして、法案の十三条第一号におきまして、政府の留意事項といたしまして、現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価して、新政策金融機関その他の現行政策金融機関の業務を継承する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させる、こういったことでも規定をいたしております。

現行の政策金融機関の資産及び負債の厳正かつ詳細な評価、いわゆるデューデリジェンスですが、この具体的な手続の進め方につきましては、今後の詳細な制度設計並びにこれを踏まえた制度の企画及び立案の過程において検討していくということといたしております。その際には、これまでの資産の評価について第三者が関与した特殊法人の民営化の例も参考しつつ、公正性、透明性が確保されるような適切な対応をまいりたい、このように考えておるところでございます。

現時点にコメントすることは、そうした内容につきましては差し控えたいと思っておりますけれども、同行におきましては、アカウンタビリティー確保の観点から、もう既に民間金融機関と同様の基準で財務諸表を作成し、監査法人の監査を経て公表しております。この財務諸表上の自己資本比率は一三・九%、十六年度末でございますが、ということで、十分な自己資本も有しているところでございますので、そういうことは余りないかとは思っております。

○大久保勉君 分かりました。非常に長い答弁でありましたが、一言確認したいのは、独立した第三者ということで、是非とも大臣のリーダーシップで行ってください。これは極めて重要なことです。

続きまして、財務省に質問いたします。財務省の方は、不動産等の政府資産を売却若しくは管理する場合に、機会費用という概念を用い

るようになったと聞いております。私は非常に進歩したなという感じがしております。こういった機会費用という概念がないと、せっかくの資産を無駄に使っていく、非効率に使っていきますから。

じゃ、同じようにこういった概念を財融特会に導入すべきじゃないかと私は考えております。例えば、貸出しをする場合に、もし倒産の可能性がありましたら、その分は引き当てに、利ざやとして請求するとか、若しくは国が保証する場合には信用リスクに応じた保証料を取る、こういったことが極めて重要だと思えます。また、こういったことを通じまして借り手機関に対するガバナンスを強化すると。

是非、このことに関して谷垣大臣の方針を教えてください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員がおっしゃったのは、金融として、徹底的に金融として理解をしていきますと、多分委員のおっしゃったような議論が出てくるんだらうと思うんですね。

それで、機会費用というのは、今おっしゃいましたが、ある経済行為を行ったため放棄した収益ということなんでありまして、金利の上乗せ等を行うという議論と直ちに直結してくるのかどうかという議論もあるわけですが、我々としては、その財投事業の財務の健全性というのはいろんな形で確認してきております。それから、近い将来、財投機関の再建や債務処理を行う必要性が出てくるとは考えておりませんので、予想倒産率等を織り込んで直ちに金利の上乗せというふうには今考えているところではないわけです。

それで、この政府保証に関して、例えば政府保証料を導入するということについては検討しなければならぬ問題が幾つかございまして、政府保証は、要するに、保証先機関の資金調達を容易化するということのような目的を持っているわけですね。ところが、そういうことでやられているんだけれども、その対価としてしたがって一定の保証料を求めていくということは、その限りにおいて一定

の合理性があると言える面があるわけだ。

他方、政府保証の主たる目的がその保証先に対する財政援助にあるというふうに考えますと、財政援助たる政府保証を付しながらその保証料を取っていくというのは矛盾の面もあるわけだ。先ほども、その辺をどう整理していくか。先ほどあくまで金融として考えればと申し上げたのはそういうことではないかと、その辺りをどう整理していくかという議論をもう少ししなければいけないと思っております。

○大久保勉君 私は金融とは思いません。つまり、どっぷり勘定じゃないということなんです。つまり、すべてのものをどっぷり勘定にして分かんなくしてしまつて、あとは官僚がいいようにすると、こういう国の体制を変えるべきじゃないかと思つてゐるんです。

じゃ、もし、民間でできない分野に関して政府がやりますと、だから赤字になるのは当たり前です。その場合は、一般会計で補給金という形で渡す。一般会計で毎回審査すれば、本当にこの業務は必要なんですかというのが分かります。ところが、これを財融特会で安い金利で貸し出しますと、そこに見えない補助金を渡すこと自身が問題じゃないかというのが一点です。

もう一つは、これは自民党さんとかで検討されていると報道されておりますが、財融特会等、貸出しを証券化しようとした場合に、恐らく市場はリスクがあるものに対してはそれなりのデイスカントを要求します。そのときに、引当金がないと売却できないんです。ですから、百兆円政府資産を証券化するといつても、原資がありませんから構想倒れになつてしまひます。その意味でも、やはりちゃんと引当金を積んでいく。そのためには、必要だつたら手数料を取っていく、手数料が払えないんだつたらそれは一般会計から補給していくと、こういう制度が必要だと私は考えてゐるんです。是非、これは指摘ということで、今後検討していただけたら有り難いと思ひます。

最後になります。財政融資特別会計の資産の健全化と。将来は、貸したところが民営化する。若しくは破綻法制度が出来て、財融特会の融資先といつても全く破綻しないと言えない状況が来ておりますから、それなりの資産査定が必要でしょう。資産査定、つまり財融特会というのは銀行と考へた方が分かりやすいです。銀行がお客様にお金を貸します。その資産が健全かどうかというのは銀行の内部検査があります。でも、内部検査でしたら非常に甘いですから、悪いことは隠したいですね。そこで、金融庁が銀行を検査して、本当に引き当てを積んでゐるかと、こういうことでガバナンスが強化されます。同じことがこの特会にも必要じゃないかと私は考へてゐるんです。

ということは、金融庁が、別の機関でもよろしいですが、現状、そういった専門性があるところは政府には金融庁しかないと思つてゐますから、金融庁が財融特会の資産査定をする、資産査定が正しくなされてゐるかを確認すると。また、外部の会計士がそれを監査するとか、そういった制度を導入したらどうかと思ひまして、このことは、当事者であります谷垣大臣及び金融という観点から是非とも与謝野大臣にコメントをいただきたいと思ひます。

まず、谷垣大臣からお願ひします。

○国務大臣(谷垣 一君) 結局、財融資金の健全性というものをどうチェックするかという問題だと思ひますが、私も、これを財政民主主義のプロセスで健全性の点検していくという仕組みで今までつくられてきてゐるわけですね。もうちょっと詳しく申しますと、この貸付対象は国それから地方公共団体、それからあつた特別の法律によつて設立された法人、独立行政法人等でございますが、こういうものに限定しております。

それから、毎年度の長期運用予定額、それから財融特会予算、こういうものは予算編成過程を経て国会議決を受ける、こういう一連の財政民主主義のプロセスの下で各般の政策ニーズに対応して

いこうと、こういうことでやつておりまして、私は、金融庁等が検査の対象とする民間金融機関等による貸付けとは性格が大きく異なるというふうに考へてゐるわけでありまして。

それから、財投制度に関する重要事項にしましては、財政審財政投融資分科会、これは外部の有識者から成つてゐるわけですが、ここで審議をしていただいております。その一環として財投事業の債務の健全性ということも検討していただいております。具体的に申しますと、平成十七年度の財投計画の編成に当たりまして、この分科会ですべての財投事業の財務の健全性等々、民間準拠の財務諸表を参考に総点検を行いました。また、平成十八年度の編成でも同様の視点に立つてこの総点検、フォローアップを行ったところでございまして、民間金融機関等の貸付けとは事情が異なつておりますので金融庁の検査というものはなじまないんじゃないかと。この財務の健全性については、内部、外部からそのような形でチェックを行つてゐるという体制でございます。

○大久保勉君 先いいますか。ちよつと与謝野大臣の答弁の前に一点だけよろしいでしょうか。谷垣大臣の方で、つまり貸し手の方が限定されてゐると、つまり、一つ重要なコメントがありまして、特別の法律を持った機関であるということ、政策投資銀行も、完全民営化といひますが、準拠法は残るんですね。残つてなかつたら全額回収しないといひませんよね。そこを御指摘します。そこ、確認をお願いいたします。

○国務大臣(谷垣 一君) これは、今、会社法といふふうになりましたけれども、会社法に基づいてつくられるということに――転換後ですか、現在ですか。

○大久保勉君 もう一度言ひます。つまり、財融特会が融資できる先は特別の法律がある法人に限定するといふ答弁がありましたから、会社法は特別の法律じゃありませんから、政策投資銀行は会社法管轄の一般の企業になりましたらもう融資できないということです。回収しないといひません。だから、貸し続けるためには設立準拠法が必要なんです。これは極めて重要な問題です。

○国務大臣(谷垣 一君) これは、会社法上の組織としてつくつていくという方針で今までの問題点を整理してきております。

○大久保勉君 じゃ、これ回収しないといひないですね、全額。

○国務大臣(谷垣 一君) もちろん過渡期をどうしていくかという問題は別途ございまして。

○大久保勉君 私は、平成二十七年以降です。つまり、この法律に完全民営化する平成二十七年以降です、そのときにできること。大臣の答弁でしたら、全額回収するか、若しくは破綻させて回収させるか、それしかできないですよ。若しくは設立準拠法を残すか。非常に無理がある今回の法律なんです。この矛盾をつきました。

○国務大臣(谷垣 一君) 先ほどから答弁しておりますように、基本的には会社法に基づいて設立され株式会社になる、これが基本でございます。で、具体的な取扱ひ、過渡期はどうしていくのか、現に貸し付けてゐるものの回収等々はどうしていくのか、そういうものについての詳細の制度設計はこれからでございます。

○大久保勉君 過渡期じゃない。過渡期は結構です。平成二十七年以降に融資は残るはずなんです。まだ期間が来てない融資が十兆円の中にありますから、そのときに、平成二十七年の中で、会社法に準拠したこの銀行に対して制度上は貸出しがで

きなくなつてゐるはずなんです。

○国務大臣(谷垣 一君) 今までの答弁の中から自動的に浮かび上がつてくるわけでございますが、新規の貸付けといふのはできなくなるわけですね。ただ、今まで貸し付けてゐるものをどうしていくかといふのは、その制度はこれからの設計でございます。

○大久保勉君 分かりました。じゃ、会社法で設立した一般の完全民営化した会社に対して財融特

会の資金は残るということですね。

ということは、民間銀行が一般の会社法の会社に融資するのと全く一緒ですから、資産査定が必要なのは必ずです。これは並行論になりますから、是非これは必要なのは必ずですから、金融庁の方で検査をしていただきたいと思います。与謝野大臣の御意見を聞きたく思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 金融庁のいわゆる政策金融機関に対する検査というのは、言わば主務大臣から委任を受けて、リスク管理分野、これについての検査を実施することとなっております。これは、政策金融機関のリスク管理を徹底するため民間金融機関を検査している金融庁のノウハウを活用すると、そういう趣旨であると私は理解をしております。

他方、財政投融資資金特別会計それ自体については、プロセスとして、毎年度の長期運用予算額及び財政投融資特会予算につき、予算編成過程を経て国会議決を受け、さらに決算についても会計検査院が検査し、検査報告とともに国会に提出され、国会の審議を受けておられます。

また、財政融資資金の貸付対象は、財政融資資金法により、国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人等に限定されているところでありまして、このような財政融資資金の貸付けは、民間金融機関等による貸付けとは大きく事情が異なることから、金融庁のノウハウを活用したりリスク管理分野の検査を行う必要性の有無については慎重に判断されるべきものと考えております。

○大久保勉君 分かりました。

かなり財務省さんと金融庁さんの間ですり合わせがされておまして、もう一度、特別の法律により設立されたところ等、この等に、じゃ是非日本政策投資銀行を入れてもらう、それしかないと思います。若しくは、もう完全民営化という言葉が間違っていましたね。日本政策投資銀行に設立準拠法を残したいんじゃないかと思えます。是非これは残さない、ほかのところに波及して大変な問題になると思えますから、ここを指摘し

まして、この分野に関しては質問を終わります。続きまして、商工中金に関する質問です。

これも政策投資銀行と同じで、商工中金は平成二十七年までに完全民営化することであり、また、完全民営化の定義、政策投資銀行とも同じですが、商工中金が銀行法により免許を得た株式会社で、かつ政府出資を一切排除すること、このことを説明を受けておりますが、このことには間違いはないか、大臣に確認します。

○国務大臣(中馬弘毅君) おっしゃるとおり、完全民営化とは会社法を設立の根拠として政府の出資がない株式会社とすることをいうものでございます。したがって、個別設立根拠法は廃止することが基本であります。

なお、政策上の要請により特に必要な場合には法律上何らかの手当てをすることまで妨げるものではない、このように認識をいたしております。

○大久保勉君 ありがとうございます。

この商工中金といいますが、政府出資が四千億あります。また、一般の民間の方から一千億円の出資を受けておまして、現在の自己資本比率が七・七八%を得ています。

担当者と話しましたら、四千億円の政府出資のうち全額一般株式にしたら配当等の問題がでて非常に厳しいと、一千億は一般株、いわゆるコモンストックにし、残り三千億は準備金にするということを考えているという話を聞きました。

このことは正しいでしょうか。これは中馬大臣、一応確認のため。

○国務大臣(中馬弘毅君) まだ詳細設計の作業中といえます。この法律ができてから具体的にやっていくわけですが、そういう具体的な数字は出ておりません。

○大久保勉君 そういう数字は出ていないということですか。じゃ、おとといレクしてもらったこととは間違っていたんですか。うそだったんですか。私はそう聞きましたし、三人ぐらいから聞きました。実際あちらにいらつしゃいますけれどもね。

○政府参考人(大藤俊行君) 行政改革事務局でございませうけれども、先日どのような形でレクをさせていただいたかというのはいちよと私も承知しておりませうけれども、政府として準備金化することについて決定をしているということではございません。

○大久保勉君 じゃ、おとといのレクは政府としてやらなくて、一個人としてやったんでしょか。私は、責任ある人に聞きましたけど。

○政府参考人(大藤俊行君) 具体的にだれがどのような形でレクをさせていただいたかというのは調べたいと思っておりますけれども、行革事務局として、政府としてそういう形でレクをさせていただいたということはないと承知しております。

○大久保勉君 非常に問題があるということは分かってもらいたいと思いますが、実際に三千億、これは、三千億は準備金にするという前提でいろんな質問をしました。

では、もし三千億を準備金にするんだしたら問題は問題があると思うんです。会社法ですから、まづ財務省さんが出している、一般会計から出資している三千億が剰余金になるとどういふうな会計処理をするんですかと。そのときに、事実上これは返つてこないということですから、ゼロということでは損失を出すんですかと、おかしいじゃないでしょうか。

また、そこに対して、事務局の方は、いや、もし清算するときには三千億返しますと。でも、会社法でしたら、いわゆる会社を清算するときにはすべての債務を返していきます。残ったところが二千億円の株主に分配されるんです。三千億というのはどこにもないんですよ。だが、これは経済産業省がこういうところを検討しているという話を聞きました。ナンセンスです。やはりこれは是非これは忠告しておきます。四千億の出資金といいますが、一律同じじゃないと問題です。さらに、もう一つ問題を指摘しておきます。

この間の説明で、一千億はこれは産投特会で、三千億は一般会計から出資されていますと。もし

三千億だけ準備金にしようとしたら、どうするかといったら、一般会計分の出資がほとんどゼロ価値になりまして、一方で、一千億円の産投特会にある株は非常に価値が出てきます。これこそがいわゆる官僚政治の原点です。

つまり、一般会計で損失を出して、もうかるところは特会に出すと。つまり、いわゆる塩じいと言っていました、母屋ではおかゆをすすっていましたが、特別会計ではぜいたく三昧と、利益を全部落としていますと。こういう構造をやつちやいけないんです、今回。だから、これはきつちり、こういうことをしないということを是非、中馬大臣に確認したいと思えます。こういうことはしません。

○国務大臣(中馬弘毅君) そういうことも含めて、完全民営化という趣旨にのつた形の個別具体的な制度設計をさせていただきます。

○大久保勉君 前向きな答弁、ありがとうございます。政治家として非常に重要だと思えます。

続きまして、完全民営化の内容としまして、政府出資を一切排除すると、ここに対する疑問ですが、現在BIS規制は七・七八%です。商工中金が国際業務を行っていくためには八%以上が必要です。さらに、適切にやっていくためには恐らくは十数%が必要ですから、資本が足りないと思えます。

そこで、もう少し、政府出資を一切排除するという点に関して質問をしたいと思えます。

これは、今ほとんどの銀行は預金保険機構から劣後融資とか若しくは優先出資証券という議決権のない、この議決権のないが重要だけれども、議決権のないティア1若しくはティア2の資金を導入しております。このことを、商工中金も同じような資金を預金保険機構から取るということを排除しないという理解でよろしいでしょうか。中馬大臣にまず聞きます。

済みません、間違い。これは二階経済産業大臣の方に聞いております。済みません。

○国務大臣(二階俊博君) 完全民営化後の商工中金について、中小企業融資が切捨てになるような事態というものを生じさせないということが極めて重要であります。

ただいまの御質問につきましては、私どもとしては、先般の衆議院の特別委員会における附帯決議等も十分踏まえて、関係者の皆さんの心配を取り除いていくために今後の制度設計においてどう対応しようかというところが一番の問題でありますが、今御指摘の点等も十分勘案して対応していきたいと思っております。

○大久保勉君 まあ是非、完全民営化ということではほかの民間銀行と同じということで、ほかの民間銀行が預金保険機構から劣後資金若しくはティア1、ティア2の資本を受け入れているとするならば、同じような条件で出してもいいんじゃないかと私は考えます。是非そのことを検討してください。

ところが、じゃ、出し手の立場からも検討してもらふ必要があると思います。つまり、預金保険機構が現状こういった資金を商工中金に出すことができるのか、この点に關しまして与謝野大臣に伺います。

○国務大臣(与謝野馨君) 現在、預金保険法の下で可能な優先株式等の引受けは、金融危機のおそれがあると認められた場合に認定を受けた金融機関等に対して行われるもの、破綻金融機関との合併等を行う金融機関等に対する資金援助として行われるもの、この二つに限られており、これらの措置はいずれも預金者等の保護、破綻金融機関にかかわる資金決済の確保のために実施されるもので、信用秩序の維持をその目的としております。

したがって、商工中金の民営化のため預金保険法を改正し、御提案のあったような制度を創設することについては、預金保険法の法目的になじみ難い面があるということは是非御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、商工中金の民営化につきましても円滑に行われるよう、本法律案等を

踏まえた具体的な制度設計の中で検討されていくものと承知しており、金融庁としても、今後必要に応じ、適宜御相談に応じてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 分かりました。

将来、検討するというところで、これ以上は追及しませんが、現在、商工中金の資本は七・七八%です。自己資本比率は、何らかの処置をしない限りは十分に中小企業金融を円滑にこなすことができないと思っております。やはりある程度工夫が必要だと思っております。

また、現在の預金保険法に關しましてこういう矛盾も生じますね。預金保険機構で出せまうのは金融危機対応と。じゃ、金融危機対応が、今金融危機がないんだつたら、今持っている民間銀行の株を、優先株を全部売却すればいいんじゃないですか。商工中金は平成二十七年に完全民営化するわけでしょう。そこに、政府の資本を、政府が出資しているものはすべてなくすと。だったら、民間銀行に対する出資も全部なくすべきでしょう。どうして商工中金だけにこういう足かせを掛けるんです。これも制度矛盾だと思います。

与謝野大臣、もし意見がございましたら、お尋ねします。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生が多分心配されておりますのは、商工中金が完全民営化されたときにきちんと資本が充実しているかどうかということとを多分御心配になつておられると思っております。

現在は政府出資が三千億でございますが、これが完全民営化された後は、この出資金は株として民間に放出をされ、民間の方々がその分だけの出資者になると。それが多分完全民営化だろうというふうな思っております。私は、商工中金、二階大臣が心配をしておりますが、これは、完全民営化後の資本については余り私は心配はないだろうと。

ただ、資金をどう集めて、どう貸出しに回すかというのは、これは二階大臣の下でいろいろ詳しく

く御検討されているものと思っております。

○大久保勉君 趣旨は分かりました。

でしたら、三井住友銀行とか、例えば、若しくはみずほ銀行の完全民営化も考えてください。つまり、預金保険機構、政府が株を持っていますから、同じことが必要です。是非このことは矛盾がないように取扱いをお願いします。

続きまして、商工中金の財務内容は、これ財務格付はEプラスと、これはムーディーーズの格付です。これを、ただ、商工中金の実際の格付はA2といひまして、日本国と同じです。つまり、日本国が何かあった場合は保証するでしょうと。みなし保証ということで日本国政府とイコールになっております。完全民営化することとは、もう国の力がなくなっていくことですから、財務格付、Eプラスに近づいた格付が付与されます。恐らくはトリプルBと言われておまして、もし、これが正しいかどうか分かりませんが、トリプルBです。

トリプルBといひますのは、過去に破綻した金融機関の最後の格付に近いような状況なんです。ですから、何らかの資本充実策をしない限りは十分に中小企業金融が担えないという状況もあることを指摘したいと思っております。

そこで、最後にまとめの質問なんですが、一つ一つこの法案をチェックしていきます。また、金融の慣行とか投資家の動向を見ていきましたら、非常に問題が多いと思うんですね。商工中金を完全民営化することとは簡単ですが、そのことによって中小企業の顧客が動揺するとか、若しくは万が一資本が足りなくて業務改善命令、破綻するということになるおそれがありましたら大変なことだと思っております。

だから、あえてそういうリスクを取ってまで完全民営化する必要があるのか、私は疑問なんです。やはり何らかの設立準拠法を残しまして、この部分までは政府の方が面倒を見ます。当然ながら、政府系金融機関というのは、親と子供に例えまして、親が国で、子供が嫁に行きますと。通常だったら持参金を付けますよね。そうしない

と生活できないんですよ。だったら、そういった何らかの措置をしない限りは、本当にこの機関が成り立っていくかどうか心配です。ここに關して中馬大臣の御見解を聞きたいと思っております。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今般のこの政策金融改革でございますが、もう前から説明しておりますように、資金の流れを官から民へ、今まで国が関与しておった部分が非常に大きく、金融の正常な機能を曲げている可能性もあるので、これを大きくその関与を減らしていくということでございます。そうする中で国民の大切な資産が民間部門で活用されまして経済の活性化につながる、こうした一貫した物の考え方でございます。で、必要な政府の関与は残しておきながら、民間にできることは撤退していくという方向でまとめられたものでございます。

このうちの商工中金でございますが、完全民営化につきましては、この議論はいろいろとありまして、経済財政諮問会議において、預金、手形割引等民間金融機関と同様のフルバンキング機能であることから、政策金融からもこれは撤退するということにいたしております。所属団体向けの組合金融であることから、本来参加者が相互扶助の精神に基づきメンバーシップ制で行うものであり、政策金融である必要はないといった認識でこのことが決められたと承知いたしております。

このような民間金融機関でも資金の供給が可能な分野からは政策金融は撤退するんですけれども、その分野におきましては、市場原理を通じて資金配分が行われるとともに、民間金融機関としての創意工夫によりまして多様な金融サービスが提供されることが期待されるわけでございます。

この法律の六条三項におきましては、政府は商工中金の完全民営化に当たって、その円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、中小企業等の協同組合等に対する金融の機能の根幹が維持されることとなるように必要な措置を講ずるものと規定もはつきり書かせていただいております。

そういうことから、商工中金の完全民営化に当たっては、財務基盤整備等のための移行措置を講ずるとともに、中小企業者の資金調達に支障が生じることをないよう詳細な制度設計に努めてまいりたい、このように考えております。

○大久保勉君 時間の方が八分しかありませんので次に行きまして、次は国際協力銀行、中小公庫、国民公庫、農林公庫等の統廃合の問題で、こういった機関を再編し、新たに一つの機関を設立すると。ここで疑問なのは、新たな一つの機関の意味なんです。これは、一つの会社若しくは特殊会社とか独立行政法人という形にするのか、若しくは持ち株会社をつくりまして、その下に二つの会社をつくっていくのか、つまり国内と国際を分けるのかと、こういった解釈があると思います。いろいろ細かいことを研究してきましたら、どうも一つの会社だったら問題があるなと私は考えておりまして、政府の見解を確認したいと思っております。つまり、新たに一つの機関、この意味は、持ち株会社で二つの国内、国際機関にするという選択肢はあるのかということです。中馬大臣、お願いします。

○国務大臣(中馬弘毅君) この法案では、第四条におきまして、新たに設立する一つの政策金融機関の意味は、現行政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直して、その業務を担わせることとする新たな政策金融機関について、強固なガバナンスに基づく一体性が確保された組織とすることになっております。

持ち株会社の在り方につきましてですけれども、一つの政策金融機関につきまして、法案においては、法人格を含めた具体的な内容まで明示しているわけではございません。いづれにしましても、強固なガバナンスに基づく一体性が確保された組織という趣旨であります。

○大久保勉君 持ち株会社でも一体性はありますから、そこは制度的な工夫が必要かなと思えます。一つ、どうしてこういうことを言うかといいま

したら、一つの金融機関、一つの法人であった場合に大きな問題点があります。といいますのは、国際協力銀行は外債を発行しております。その外債は政府保証の社債ということで、いわゆる日本企業のベンチマークになって、極めて重要な位置付けになっております。その債券は、ロンドン証券取引所とかルクセンブルク証券取引所、さらには米国の場合は米国のSECの基準に従っているようなディスクロージャーがなされています。いわゆるこういった、これは政策投資銀行ですが、同じようなディスクロージャー誌を出してやっております。

そこで、どういう会計処理が必要かといいたる、少なくとも企業会計原則にのっとったものが必要です。そうでありますと、不良債権が非常に多いということで、政府保証があったとしてもそれなりのプレミアが付きますし、非常に混乱が生じます。

そこで、じゃ、もし国際協力銀行で行われている会計処理をこの中小公庫、国民公庫、農林公庫に適用したらどういふ問題があるかということをお願いいたします。

ここで、政策投資銀行の例でいいますと、国内銀行に關しましてはいわゆる甘い基準です。甘い基準といえますのは、特殊法人等の会計処理基準です。つまり、貸出し金額の〇・三%引き当てを積み足りますと。ところが、このDBJの場合、政策投資銀行の場合は大口、大企業、優良企業に融資しておりますが、若しくは第三セクターに貸出しをしておりますが、民間基準でしたら二・六八%の引当金を積みまされてるわけなんです。恐らく中小企業とか零細企業でしたらこんなものでは済みません。恐らくこの数倍は必要でしょう。こういう状況から考えますから、民間基準で国民公庫若しくは農林公庫は会計処理ができていません。厳密な言い方をしましたら、会計監査法人の監査証明書を取っていないという状況です。

じゃ、同じ機関になりましたら監査証明を取らざるを得ません。そうしましたら、中小企業に貸し出した途端に貸倒引当金を積まないといけません。そのことは補給金ということで一般会計に請求しないといけません。そもそも中小企業・零細金融ができなくなってしまうという矛盾点があるんじゃないかと私は懸念しているんです。ですから、持ち株会社の下にいわゆるJBICという会社とそれ以外の会社を別々にし、JBICの開示に關しましてはJBICだけでやりまして、ほかには波及しない、こういったことが是非とも必要だと考えています。このことに對して、中馬大臣、何か御意見ございましたら。

○国務大臣(中馬弘毅君) 非常に金融の御専門の委員の方からのごときで、私の方もそれに答える十分な、これを読み上げることはできませんけれども、なんでしたら政府参考人の方から答えさせていただきますたいと思います。

○政府参考人(大藤俊行君) いづれにいたしましても、新政策金融機関の会計原則の在り方は今後検討していくこととなっております。先般、公表した詳細な制度設計に向けた論点整理におきましては、経営内容に関する情報の公開を徹底するために、企業会計原則に基づき、適時に情報開示を行うべきではないかと論点を整理しているところでございます。今後の詳細な制度設計やそれを踏まえた制度の企画立案の中で適切に検討してまいりたいと考えております。

先ほど先生が御指摘になりました事実関係について、若干補足させていただきたいと思っておりますが、現在、国民生活公庫を始めとする国内公庫、それから国際協力銀行、これにつきましては、いづれも財務書類の作成、公表につきましては特殊法人等会計処理基準によっているところでございます。これについて違いがあるわけではございません。それで、いづれの機関につきましても行政コスト計算財務書類というものを作りまして、民間会計基準に準拠した書類を作成しているところでございます。

国際協力銀行につきましては、外債を米国で発

行しております。SECの方に登録を行っております。それに際しまして、特殊法人等会計処理基準に基づく財務諸表と、先ほど申しました日本の会計基準に基づきまして仮定計算した行政コスト計算財務書類につきまして監査証明を付けているという事実関係でございます。

○大久保勉君 時間が参りましたので、一言だけ。

つまり、中小公庫、国民公庫、農林公庫は企業会計基準に準拠したので公表しておりますが、証明されていません。つまり、中央青山ですら証明できないという状況だということを指摘しまして、是非制度設計を考えてほしいということで終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今回の行革関連法案は、教育や福祉など住民に身近な公共サービスの分野を削る一方で、国民が望む天下りや談合事件など税金の無駄遣い、ここに本当にメスが入っているんだろうかと、この疑問を持たざるを得ません。

私は、三月二十三日の予算委員会の際に、文部科学省の本省発注の工事と天下りの問題を取り上げました。その際に、防衛施設庁の談合事件の端緒となった受変電設備工事の入札談合が国立大学等の工事でも行われていた、そして東京地検特捜部が関係者から事情を聞いたと、こういう新聞報道を受けてまして、文科省としてこれは調査をしたのかと聞きました。

大臣は、報道を受けて調査をしたが問題があったとの報告は受けていないと、こういう答弁だったわけですが、この調査というのは大学側だけでなく入札参加者からの聞き取りは行われたんでしょうか。

○国務大臣(小坂憲次君) 委員御指摘の三月二十三日、予算委員会におきまして御答弁申し上げたことかなり重複をいたしておりますが、文部科学省におきましては、新聞報道を受けまして、平成十二年度から十六年度の間に国立大学等が発注をいたしました受電設備工事に係る入札契約の状

況、すなわち受注者、入札参加者、そして入札経過、また契約金額等につきまして確認を行ったところでございます。

この結果、いずれの工事におきましても入札手続は適切に行われておりまして、関係の国立大学等からも特に問題があったとの報告は受けていないところございまして、したがって入札業者に対する聞き取り調査は行っておりませんところでございます。

○井上哲士君　なぜ業者からの聞き取りをしなかったんですかね。当然必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(大島寛君)　お答え申し上げます。ただいまも大臣から御答弁申し上げましたが、いずれの工事におきましても大学等からの報告においては特に問題がなかったということでございますので、あえて入札業者に対する聞き取り調査は必要ないだろうと判断したわけでござい

ます。

○井上哲士君　大学は問題ないと報告するわけですね。両方を調査してこそ初めて官製談合というのは実態が浮かび上がるんです。その程度の調査では正に認識が問われると思います。

私は、予算委員会とくに、文部科学省の本庁が発注する工事、いわゆる文教施設工事と機会の関係について取り上げました。機会の会というのは、文部科学省及び国立大学などの工事関係の部署に在籍をしていた人のOBの組織です。そして、現に文科省関連の管工事、すなわち機械設備工事や給排水工事を受注を現在している会社天下った人たちがつづられているという組織であること、これはもう文科省もお認めになりました。

私は、この機会の会の会員企業が文科省の本省の発注工事を独占的に入札しているというのを指摘をし、これは国立大学等も含めた地方の工事についても調査をすべきだと申し上げましたけれども、当時、文科省はいずれも適切だという答弁でありました。そこで、私の方で本省発注以外の地

方や国立大学が発注したすべての管工事を文部科学省のホームページで調べてみました。実に千六百三十六件、〇二年度から〇五年度における国立大学、国立高等専門学校、国立科学博物館など

の工事が千六百三十六件ございました。お手元の資料一を見ていただきたいんですけども、その千六百三十六件のうち一億円以上の工事についてまとめてみましたのがお手元の表であります。私、大変驚いたんでありますけれども、競争入札、不落随契、随意契約すべてを合わせますと、天下りを受け入れている機会の企業すべてで二百九十件、千二百十三億二千五百七十七円受注をしております。そして、受け入れている機会の会以外の企業、これは百三十五件、二百七十六億八千八百万円。ですから、この機会の企業は実に三つを合わせますと八一・九%受注をしているんです。

大臣、この受注状況の実態を見て率直な感想をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂憲次君)　資料を拝見したわけでございますが、いわゆる機会の会という会は業界親睦団体であると聞いておりますが、その中には大手の業者が多数入っているというふう聞いております。その意味からすると、大手の業者が全体の中でのシェアが高くなる、また、大手以外でも相当数の会社が機会の会に所属していると聞いておりますので、機会の会の方のシェアが全体的に高くなるということはあるのかなと思いますが、御指摘の資料につきましては、私も全くこの数字というものを検証をまだしておりませんので、私としてはその辺についての理由等についてはこれ以上申し上げることはないわけでございます。

○井上哲士君　ここに機会の会の会則があります。が、会員相互の親睦及び文教関係施設の管工事が円滑に完成される、これを目的とする、単なる親睦団体じゃないわけですね。

そして、今お話がありましたけれども、特に問題なのは随意契約なんですね。競争入札、不落随

契、随意契約と、まあ受注の透明度が薄くなるにつれてこの機会の会の受注の比率が非常に高くなっております。

随意契約を見ますと非常にくつきりしております。二〇〇二年度でいいますと、この機会の企業が十四件、八十一億一千九百万円、それ以外の企業はゼロということになっておりまして、この四年間、二〇〇二年から二〇〇五年度を合わせますと、機会の会の企業が四十七件、二百六十四億千四百二十五万円、機会の会以外の企業は四件で、十億四千九百万円、実に九六・二%がこの天下りを受け入れている機会の会の企業が受注をしているわけでありまして。

そこで、中馬大臣にお聞きをいたしますけれども、明らかにこの天下りの受入れということが、受注金額、とりわけこの随意契約のところで大変大きな作用をしているのは十分に見て取れるわけでありまして、今回の法案にこういう問題を正す中身があるのか、このこと、表の御感想も含めて答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(中馬弘毅君)　いわゆる天下りと随意契約との問題に対する国民の厳しい批判があることはもう真摯に受け止めるべきではないと、このように認識いたしております。

この随意契約の点検、見直しにつきましては、これまで閣僚懇談会や国会答弁におきまして総理もかなりはつきりと御指示があったように、各大臣から積極的に取り組み、国民の理解が得られるよう、公共調達適正化、政府を挙げて全力で取り組んでいく必要があり、例外である随意契約をできるだけ一般競争入札に移行するなど、今回の見直しをしつかり行う必要があると、このように考えております。

法律は、これは制度の改革でございまして、いろんな運用の面はもちろんこの法律には書いておりませんが、こうした形で総理もはつきりこの席上でも御答弁されたことだと思っております。

○井上哲士君　私も、しつかり法律そのもので規制をするべきだということで、私自身も独自

の提案もしてまいりました。

文部科学大臣にもお聞きをいたしますけれども、この随意契約で大変機会の会が独占的な状況になっていることについては、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(小坂憲次君)　まず、私としても、その機会の会なるものを弁護する必要も何もないと思っております。前回御指摘をいただいた後にも、この会の存在意義というものは一体何であるかと問うたところでございますが、その後、会自身は自主的に解散をされたと聞いております。

今御指摘の随契についてでございますけれども、国立大学等における随意契約というものは、継続工事やあるいは不落随契の場合などにおいて適用しているところだと思っておりますが、継続工事については、一体の構造物の構築等を目的とする建設工事でありますものから、前工事、後工事に分けることによって計画から完成までの期間を短縮すること等の理由から、いわゆる前の工事を競争契約をした相手方と継続する後の工事について随意契約を行うということもあるものと理解をいたしております。ございまして、これは随契のいわゆるガイドラインに沿ったものでございます。

不落随契につきましては、再度の入札を実施しても落札者がいない場合等において、教育研究の円滑な実施を図る観点から、予算決算及び会計令の第九十九条の二の規定に基づきまして不落随契を行っているところでありまして、いずれもそのガイドラインに従ったものでございます。

また、この際一つ申し上げておきたいと思えますが、私もいたしまして、この契約の透明性というのについてしつかりとさせる必要がある、このように考えておまして、文部科学省といたしましては、従前から透明性、客観性、競争性のある入札契約が行われるように、毎年開催されます入札契約の説明会等におきまして各国立大学等を指導してきたところでございます。

また、昨今の談合問題等を受けまして、政府全

体としての公共工事の入札制度の改善に取り組むこととしておりますが、その一環として、私どもといたしましても新たな対策を講じるべきであらうということで、私も指導をいたしております。

そういった中から、一般競争入札方式の拡大を図る、また総合評価方式の拡大を図る、また指名停止期間の延長及び違約金の割合の加算を図る、また文部科学省発注者の網紀保持委員会というものを設置しておりますが、そこにおける取決めに

ついて、各国立大学法人等への説明会を通じて周知するとともに、文書でも通知をしたところでございまして、今後ともこれらの取組状況についてしっかりと指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○井上哲士君 櫛の会は自主的に解散をされたところ、今答弁がございましたけれども、あの道路公団の問題でA会、K会という組織が、昔あったものが名前を変えて、解散はしたけれども復活をしたという経緯も私たちはここで議論をしてまいりました。よくこれを更に見ていくことが必要だと思いますし、入札制度の透明化というのは当然でありますけれども、一方でこの天下りそのもの、これについてのメスを入れることなしにこの問題は解決をしないわけです。

なぜ企業がこの文部科学省のOBを受け入れているのか、その理由はどうか大臣お考えでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。

それぞれの職員、退職後におきまして、企業等からはその職員が従来培ってきた知識や経験、こういうものを買ってそういう要請があり、適材適所の観点からそういう人たちがその企業にも就職する場合があります。ただし、この場合には、常に人事院の定めた基準、ルールがございまして、そのルールに照らして私どもは適正に対処をしてきていくところでありまして。

○井上哲士君 その知識を役立てるというお話がありましたけれども、本当にそうだろうか。私

はここに文部科学省のOBの名刺、数百枚を持っておるんですが、ある大学の施設関係の職員の方一人が二年弱でもらった名刺だそうであります。多くは技術顧問とかいう名前になっているんですが、実際には営業に走り回っている実態なわけですね。各大学の施設部ですと、文部科学省のOBはフリーパスで普通の営業マンが入れないようなところにも入って、部長とコーヒー飲んで雑談していかうとか、いろんなお話も聞いてまいりました。

資料二を見ていただきますと、これはある国立大学の施設部長が企業に再就職をした際に、その会社の社長と連名であいつ状を配っておられます。そこにありますように、社長のあいさつに大変私は企業の恩恵が出ていると思っておりますが、前国立大学法人の施設部長を弊社理事・常勤顧問として迎え社業の拡充発展を図ることといたしました。こう書いて、こういうあいさつ状が国立大学の施設関係の幹部や職員のところへ送付をされているということをお話しさせていただきました。

大臣、ここで言うこの社業の拡充発展ということとは一体どういうことだと思われるでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 先ほどの関連でございまして、ちょっとお答えさせていただきます。一般的に職員が退職した後に、それは私ども、一般的に職員が退職した後に、それぞれへあいつ状を書くときに、それぞれ再就職をしたときの会社の発展のために自分も尽力すると、こういうのはごくごく一般的に書かれていくものだというふうに理解をしていただければと思います。

○井上哲士君 そういう問題じゃないんですね。先ほど名刺のことも申し上げましたけれども、実際上は顧問とか技術指導とか、そういうことを言いながらも、結局その人脈を利用して営業に走り回っているという実態があるわけですね。そのためのあいさつ状なわけですね。

それで、人事院の規則では国家公務員の再就職について、在職中に関係のあった営利企業への再就職には制限が加えられております。その中で、

離職から五年前にさかのぼって、在職機関との間に締結した契約の総額が二千万円以上である営利企業は密接な関係として取り扱うことになっておりますが、文部科学省の職員の再就職先は、先ほどの資料にありますように、二千万円以上の契約を結んでいる企業が相当あるわけでありまして、これを許可しているわけで、どういう基準、考えてこういう再就職を承認してきたんでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。

もうこれ委員御案内のとおりでございますけれども、人事院の示す営利企業への就職承認基準は、職員が在職する府省と営利企業との間に離職前五年間に単年度において二千万円以上の契約があった場合でも、一つとしては、就職先の職務が在職していた機関に対する契約の折衝等の業務でないこと、それから、当該営利企業の総売上高に対する離職前五年間の在職機関との契約額の割合が単年度において二五%未満である場合など、幾つかの基準があるわけでございます。

これに照らして私どもは一つ一つ判断をしてきているわけでございまして、それぞれ承認をしているものにつきましては、それぞれの基準に一つ一つ照らしたと、その結果であるというふうに御理解をいただければと思います。

○井上哲士君 では、具体的に聞きますが、資料三に、一番最後のところに弘前大学の施設部長が再就職をしたというのがありますが、この方の場合はどういう基準で承認をされたんでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。

この資料に基づきます御指摘の大学の部長にかかわるものでございますけれども、具体的には、当該職員が離職前五年間に文部科学省及び国立大学とここにございまして企業との間に単年度において二千万円以上の契約関係がございましたけれども、離職前五年間の在職機関の契約額が当該企業の総売上高に占める割合は単年度において二五%

未満であった。それから、離職前五年間のうち、当該職員が在職した大学の契約額が当該企業の売上高に占める各年度ごとの割合は五%未満であった。それから、当該企業ではいわゆる、もうここにも資料に書いてございまして、技術部長でございまして、技術力強化のための社員指導に従事することであって営業に従事するものではないということに照らしたわけでござい

○井上哲士君 結局、そういう基準をやられていますが、私も非常にシステマチックにこういう再就職があつてんをされているんじゃないかと思うんですね。そういうことまで十分吟味をされているんだろうか。

で、資料の四を見ていただきますと、この弘前大学の施設部長が再就職をした三晃空調という会社がその年の二か月後に弘前大学の工事を受注しております。ところが、この文部科学省のホームページを見ますと、この会社は、それまで三年半の間、一切この大学の工事を受注していません。天下りを受け入れたらすぐ発注をした。これは事実上、持参金だと思われても仕方がないんです。

中馬大臣、こういう問題にこそ行政改革と言うならばメスを入れるべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ておりますので、端的にお答えください。

○国務大臣(中馬弘毅君) いわゆる天下りの問題に対しましては、特殊法人等の長及び役員の選任について国家公務員出身者の割合を二分の一とするなど、法人の類型に応じた退職管理の適正化に向けて取組を進めてきたところでございます。

また、道路公団等をめぐる談合事件や今回の官製談合のような問題がある場合には、当該官庁において天下りの自粛を含め再発防止のための抜本的対策を講じてきていることに加えて、先ほど申しました小泉総理の指示におきまして、議員立法で罰則の強化などを内容とする官製談合防止

法の改正案が取りまとめられまして、国会に提出されていると承知いたしております。

○井上哲士君 いろいろ答弁ありましたけれども、肝心な問題に全く切り込んだものになっていないと、これでは国民の期待する行政改革とは全く逆行だということを申し上げまして、質問を終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

私は、行革推進法案と義務教育の関係につきまして質問をいたしたいと思っております。

最初に、義務教育教職員の定数改善計画でございます。

一九五九年からスタートをいたしまして、この間、第一次から第七次まで、定数改善計画が積み上げられてまいりました。小坂大臣、七次にわたるこの定数改善計画が果たしてきた役割と効果についてお答えください。

○国務大臣(小坂憲次君) 今御指摘のございました第一次―第七次までの公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画でございますけれども、教育の成否は教員に負うところが非常に大きいわけでございます。教職に優れた人材を必要数確保することは極めて重要であるということを認識いたしているところでございます。

具体的には、第一次改善計画、すなわち昭和三十四年から三十八年の五か年におきまして、いわゆるすし詰めの学級を解消するために学級編制の上限を五十人と明定したことを皮切りに、漸次学級編制の上限人数を引き下げてまいりまして、第二次の三十九年から四十三年にかけて四十五人、また第三次、四十四年から四十八年、また第四次、四十九年から五十二年、そして第五次の五十五年から平成三年にかけて四十人というふうに引き下げ、今日に至っているところでございます。

また、この第六次、第七次改善計画において四十人を上限としたまででございます。その個に応じたきめ細かな指導を実現するために、習熟度別などの少人数指導が可能となるような教職員定数の改善を図ってきたところでございます。

これまでの七次にわたる教職員定数改善計画につきましましては、義務教育の基盤整備に係るナショナルスタンダードを改善しつつ、義務教育費国庫負担制度という安定した財源保障制度と相まって、義務教育の水準の維持向上のために大きな役割を果たしてきたものと認識をいたしているところでございます。

○近藤正道君 小泉総理は衆議院におきまして、この法案の第五十五条の第三項が定めます児童生徒数の減少を上回る教職員等の純減、これを実施したとしても、公立学校における教育の質の低下をもたらすものにはならないよう配慮していきま

す、というふうにご答弁されております。改めて、中馬大臣に質問したいというふうに思いますが、児童生徒数の減少を上回る教職員の純減、これを行ったとしても、公立学校における教育の質の低下来さない、こういうふうな断言できますか。当然されるんだと思いますが、その場合には、その理由、根拠も併せてお尋ねをいたします。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今回の改革での総人件費改革は、これは今後の人口減少社会にもなつてまいります。少子化も非常に顕著に出てまいっております。そうする中で、公的部門全体で取り組

んでいくことで、もちろん教育は大事でございますけれども、これも例外なくこうした一つの聖域を設けずに一つの減員の対象にさせていただいていけるわけでございます。それが今申し上げました児童生徒数の減少、これ減少するわけですから、に見合う数を上回る純減を確保することとしております。

もとより、資源の乏しい我が国におきまして人材は貴重な財産であります。その人づくりを行うためには教育の割合は重要ということを知りつつも、今後はこれまでのような教師の数を確保して給与を優遇すればそれでよしと考えるのではなくて、教育の分野でもスリム化すべきものはスリム化して、同時に教育の質を高める改革を進めることが重要である、このように認識いたしております。

教育の質の面での具体的な措置では、所管ではございませんので具体的にはお答えしかねる面もありますが、熱意ある優れた教職員を確保するなど様々な工夫を行うことによりまして教育の質の向上を図ることが重要である。これはもう、一般の父兄の方々もそれは非常に認識されておられまして、数ではなくてやはり質だ、本当に愛情と情熱を持って接する先生が昔比べて少なくなつたという率直な感想、御意見をもちでございます。

我々のころは、もう少し、戦後でもございましたけれども、やはり相当厳しい先生で愛情を持つて、しかも四十五人、五十人の方で一つも落ちこぼれなんかないようなのが一般的でございましたから、そういうことと比較した場合に、現在の父兄の方々が若干そういうことに對しましての不満をお持ちのことも十分我々は知りつつ、そして逆に言えば、数ではなくてそうした質の面についてもう少し我々はこのことに配慮していかなければいけないんだと、このように考えておる次第でございます。

○近藤正道君 中馬大臣は、数ではない質だと再三申されております。それは否定するものではないわけでございますが、しかし、数もやっぱり非

常に大事だと、私はそういうふうに思います。

日本は、今でも先進国の中で教職員一人当たりが受け持つ子供の数、これは多い国でございます。先進国の主流は既に二十人以下学級、これを実施しております。

そうした中、地方では、国の四十人学級に対してこれを下回る少人数教育、少人数学級に取り組んでいる、御承知のとおりだというふうに思っておりますが、今回の行革推進法五十五条の第三項の規定等によりまして、この地方の少人数教育の取組が後退することになりはしないか。文科省は、この法案が目指す教職員の削減が義務教育に与える影響をどのように考えておられるのか、小坂大臣、お答えください。

○国務大臣(小坂憲次君) ただいま行革担当大臣から御答弁いただきました部分も含めまして、簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとするために行政改革推進法案を現在御審議いただいているところでございます。したがって、そういった、そのような目標に向かっての道筋はしっかりと進めなきゃいけないわけでございますけれども、委員のお話にもございましたが、この法案の実際の運用については、義務教育の実施に当たつての根幹でありますいわゆる標準法対象の教職員数の純減については、基本的には児童生徒の減少に伴う自然減によることとしたしまして、そして教育条件を悪化させないようにすることが文部科学省としての考え方でございます。

その上で、私としては、習熟度別少人数指導などに必要な所要の定数を確保することに努めながら、総人数、総人件費の抑制に取り組んでまいるといふこの行革の方針も体してまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、国が配置基準を定めた教職員の自然減に加えまして、給食調理員や用務員等を含めた教職員全体の削減を図るということにおきまして自然減を上回る純減を確保する所存でございます。委員の御指摘がありましたように、質の向上を図るとともに、一定数の定員の

確保もしつかりとこれを達成してまいりたいと、このような取組をしてまいりたいと存じます。

○近藤正道君 法案の第五十五条の第二項で、地方公務員純減を実現するために、「地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直す」とまで言っております。この国が定める基準の見直しにはい

わゆる標準法、この見直しも含まれるのではないかと思います。小坂大臣、お答えいただきたいと思ひます。そして、含まれるとするならば、標準法の見直しがこれから出てくるわけでありまして、文科省はこれにどう対処をされるんでしょうか。標準法は公立学校における学級編制と教職員配置の正にナショナルミニマムでありまして、公立学校の教育の質の根幹を支える私は大事なルール、こういうふうに通じております。

基準見直しがあつたとしても、この標準法、そしてその根幹はしっかりと守られるのかどうか、小坂大臣の決意を含めて認識をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂憲次君) 御指摘の行革推進法の五十五条第二項、「地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直す」ということでございますけれども、義務教育の実施に当たつての根幹でございます。標準法対象の教職員数の純減につきましては、基本的には児童生徒の減少に伴う自然減によることとし、教育条件を悪化させるような見直しは考えておりません。すなわち、標準法の根幹は堅持してまいりたいと思ひます。

総人件費抑制につきましては、国が配置基準を定めた教職員の自然減に加えまして、先ほど申し上げましたように、給食調理員や用務員等を含めた教職員全体の削減を図ることによりまして自然減を上回る純減を確保する所存でございます。

○近藤正道君 文科省は、行革推進の流れの中で昨年の十二月の十六日、これは小坂大臣と財務大臣との話合ひの中で、平成十八年度の第八次定数改善計画の策定、実施、これは見送ると、こういうことを決定をされました。

文科省としては、今後新たな定数改善計画の策

定はどうするんでしょうか。あきらめるんでしょうか。それとも、十八年度は見送るけれども、十九年度、改めて第八次定数改善計画の策定、実施を目指して行動を開始するのか、小坂大臣の所信を、所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂憲次君) 委員が今お述べになりましたように、第八次の定数改善計画につきましては、谷垣財務大臣との折衝の中で、総人件費改革を進めるとの政府の方針の下で十八年度からの計画策定については見送りをしたところでございまして、必要な食育推進及び特別支援教育等の定数改善を行うこととしたわけでございます。

一方、文部科学省といたしましては、今日的な教育課題への対応のために、今後とも計画的に少人数教育の推進や特別支援教育の充実を図っていくことが必要であるという認識は持つておるわけでございまして、そのような考え方から、総人件費改革に取り組みながらも、今後の教職員定数の在り方についてどのような対応が可能かを含めまして、十九年度以降の予算編成過程においてしっかりと検討をしてまいりたいと存じます。

○近藤正道君 行革推進の流れはあるけれども、しかし文科省としてはこれからも少人数教育の方向は後退させない、その旗は掲げて進むんだと、こういう決意表明があつたと私は評価してしっかりと受け止めていただきたいというふうに通じています。

次の質問であります。教育の機会均等、教育の水準維持、そして教育無償の原則、この三原則を義務教育でしっかりと保障できるのは、私はこれは公立学校であるというふうに通じております。義務教育は公立学校が担う、これがしっかりと中心で支える、これが憲法の私には要請ではないかと、こういうふうに通じておりますが、小坂大臣、こういう認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(小坂憲次君) 御指摘のように、憲法の要請によりまして、義務教育について、国はすべての国民に対して無償で一定水準の教育の機会を提供する責任を負つておるわけでございます。

親の所得など、家庭の経済状況によつて就学の機会を奪われないようにしっかりと手を差し伸べることは必要でございまして、このために、国といたしましては、教育基本法や学校教育法等に基づきまして授業料の無償や教科書の無償給与を実施をいたしているところでございます。また、市町村におきましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対しまして就学援助が行われているところでございます。

これらの施策によりまして、義務教育の機会均等の確保に今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○近藤正道君 前向きな御答弁だと思ひますが、私の質問の中心は、義務教育は主として公立学校が担う、これが憲法第二十六条の要請ではないかと、こういう端的な質問でございしますが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(小坂憲次君) 学校には公立及び私立があるわけでございしますが、中心として、中心的に義務教育を担つていくのは公立の学校である、しかしながら、同時に私立学校もそれを補完的に、また、それぞれの学校の設立趣旨に従つた分野におきましてそれぞれの役割を担つていくところでございます。

いずれにいたしましても、これらの公教育においてしっかりとこの義務教育の達成を図つてまいりたいと、このように考えております。

○近藤正道君 義務教育の中心を担うのは公立学校である、こういう御答弁だというふうに通じてまいりました。現場、ここに今格差の問題がいろいろ暗い影を投げ掛けております。親とか子供の保護者、この格差が教育現場に影響を与えていると、こういうことでございします。五世帯に一世帯が年収二百万円以下、貯蓄ゼロ世帯、生活保護世帯がどんどん増えていく中で就学援助、これを受ける子供たちが増えてまいりました。親の資力の差が義務教育の現場に、そして子供たちの学力にまで影響を及ぼして

いる、こういう指摘が大変強くなつております。そうならないように努めるのが国、政府の役割、言うまでもないことでございします。どんなことがあつても、子供たちに平等な義務教育の機会を与える、子供たちに機会の均等を保障していく、そういう立場に立つた文科大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂憲次君) 今委員から御指摘がございましたように、国としてのしっかりと責任を果たしていくことが必要だと考えておりまして、その中で私は、経済的に塾に通えないようなそういうお子さんたちにも、自ら学習したいというお子さんに機会を提供できるようになつた仕組みも考えながら、今御指摘がありましたような公教育の果たすべき役割をしっかりと守つてまいりたいと考えております。

○近藤正道君 くだいようでありますけれども、私は、やっぱり少人数教育、きめ細かな指導、これが世界的な流れ、日本もこの流れの中で人づくり、教育についてやっぱり頑張るべきである、こういうふうに通じておりまして、今回の行革推進関連法の中で、今でも教育やあるいは社会保障にかかわるを余り持とうとしない、先進国の中でそこに対する投資が非常に小さい我が国に更なる割合を小さくしようとする、それが教育現場の中にどういふ影響をもたらすのか大変懸念をし、心配をしているわけでございします。教育は未来への投資だという立場から見ると、これは未来に対するやっぱり責任放棄ではないかという、こういう議論だつて当然出てくる。

一方で、教育や社会保障に力を入れることによつて、活力にあふれ、そして発展している国もたくさんある。今回、総理が訪問されたスウェーデン、フィンランド、こういうところも正にそうだとおっしゃるに思つておりまして、こういうところにある。そういう中を見ますと、私は、今のこの国の方向というのは基本的におかしいなというふうに通じています。しかし、今、小坂大臣が、

その中でも義務教育頑張ると、こういうことをいろんな角度でお話しになりました。そのことを信じてながら、なおかつこのことを見守りながら、これからやっていきたいというふうに思っております。

以上申し上げまして、時間一分余しましたけれども、私の質問を終わらせていただきますと思っております。

○荒井広幸君 どうもお疲れさまでございます。公務員制度、総人件費の点でお尋ねをさせていただきました。公務員の削減などの具体像、これについては再三衆議院でも、そして本委員会でも、制度設計はこれからであると、また先ほどの答弁の中でも中馬大臣からは子細な制度設計等々これからであると、こういうふうなことでございますが、中馬大臣にお尋ねをいたしますけれども、改めて、公務員制度、総人件費などの問題、それからまた政府系金融機関の点、この三点、これからだというのが非常に多いんですが、どうしてなんですか。

○国務大臣(中馬弘毅君) これまでの議論の中で、これはただ今回だけではなくて、もうずっと行政改革あるいは規制改革の議論が進んでまいりました。橋本さんのときも行われましたし、それから、それぞれ諮問委員会や、あるいは推進会議や、そしてまた有識者会議等もしながら、その民間の方々からも大きな議論をいただいております。そして、それを一応まとめましたのがあの年末の閣議決定の重要方針でございます。

しかし、その段階で、どんどんと進んでいく果たしていいのかどうか、私は逆に疑問に思っております。これも総理の方から指示もございまして、これはやはりその前に、詳細な制度設計をして法案にして国会に出すんではなくて、やはりその前に一つの大きな枠組みとして、方向性として、そしてある程度政府の意思も含めたスケジュールをはっきり示すことが大事、そして、

やはりそれは国民の代表たる国会の議を経た上でそして詳細な制度設計に移っていく、この方法が私は本道の民主主義ではないかと、そう思っております。それにのっとった形でこれは進んでいるわけでございまして、初めから細かいところまでは規定されていないことはそういうことだと私は認識いたしております。

○荒井広幸君 後半に、大臣から終わりの方で、また国会で御審議をいただくものがあるんだと、こういうことです。しかし、同時に、この大枠によつて、いわゆる政省令的な発想から裁量権という、行政裁量の枠で決めていくのも非常に多いんです。あれ、そういうイメージで我々は採決に参加したのではなかったのにと、今度それで手足を縛られるということになりますし、二つ目は、今度、もぬけの殻、それを今度、大枠はそうなんですが中身がすっぽり抜けちゃって、いのようにやられてしまうと、この両方の問題点含んでいるんです。ですから、国会の責任としては、少なくとももう少し子細なところの論点が重要でございますが、どの程度のものでここに写真を出していただいて議論をするのかという本質をしていただかないと国民に説明責任が立たないわけですね。

ですから、自民党がこれを出してこれだという事情はそれはそれであります。方向をびたつと決めないともう中でもめて、官僚もそして地方ももめるからと。一定の理解ができませんが、じゃ、具体的な話に入ると、これからです、これからですと、お酒を飲んだお父さんみたいで、大丈夫大丈夫だと言っているわけです。次の日になったら何だつたつてという話ですよ。こういう問題点が小泉さんのあしき手法なんです。もう影が出たり、あるいは副作用が出るというのは、これもそもそもの予定していることをきっちり議論しないからなんです。

こういつたことになりましたと、中馬大臣、行政減量・効率化有識者会議というのがあるわけでございますけれども、これはどんな目的で、任期はいつで、あるいはその委員の選定あるいは決定はどうされるんでしょうか。これは事務方の方で結構です。

○政府参考人(上田紘士君) お答え申し上げます。行政減量・効率化有識者会議につきましては、まず設置根拠でございますけれども、平成十二年十二月十九日の閣議決定、行政改革推進本部の設置についてというものがございまして、この中で、同本部長、これは内閣総理大臣でございますが、同本部長は必要に応じて有識者の参集とその意見の開陳を求めることができるとなっております。これに基づきまして今年の一月、行政改革推進本部長決定によつて開催することにしたものでございます。

それから、その目的でございますが、この場におきましては、国の行政機関の定員を五年で五%以上純減するための国の業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項を中心に、独立行政法人の見直しに関する事項及び特殊法人等整理合理化計画に基づいて講ぜられる事項に関する重要事項、とりわけ政策金融改革の詳細な制度設計にかかわる事項についても議論を行っていると、こういうことでございます。

次に、期限、任期でございますが、これについては、この定めの中では特に限定を設けておりません。それから委員の選任でございますが、国の事業を見直すという趣旨にかんがみまして、幅広いいろいろな御意見を賜りたいということから、民間経営者の方、学識経験者の方、報道関係の方、労働関係の方、自治体関係の方、こういった方々の中から合計十二名を行政改革推進本部長たる内閣総理大臣より選定をさせていただいていくところでございます。

以上でございます。

○荒井広幸君 たった二十分しかない中で私がこれをあえてお願いしているということは、これらにつながるからでございます。

そうして議論していった、まあよく隠れみのというのが審議会でしたが、橋本行革の中で我々、先生方参加されて、中身を変えていったわけですね。いわゆる内閣総理大臣の権限強化、立法能力の強化であります。そういった一環でありまして、経済財政諮問会議はその最たるものであります。これが全く物の見事に隠れみになつていく、こういうことでございます。

今回、この法案の基となりましたのは、いわゆる行政減量・効率化有識者会議であります。では、この中で様々な議論をしたということでございますから、私はお尋ねをさせていただきたいんです。

官から民というふうに通じているわけですから、少なくとも現在、国の所掌している様々な分野、行政サービス、またバックオフィスもあるわけですね、そのための事務所掌もある。こういったものの総項目、何万項目、何万業務、役務、サービス、そういったものがあるんでしょうか。各省ごとに挙げていただきたいたわけでございますが、総数、挙げていただけますか。国と地方も同じでございます。国と地方のいわゆる業務の総数、挙げてください。

○政府参考人(上田紘士君) お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんけれども、国と地方の業務全項目を総ざらえした総数というものは、これらの業務が多種多様にわたること、あるいはその中身の次元がいろいろ違うものでございまして、残念ながらこれを一律に区分して整理したものとは持ち合わせてございません。これは各省庁同様かと存じます。

我々は、これら国、地方の業務につきまして、予算あるいは法律等の審議を通じて毎年御議論をいただいているということに加えて、今回のような行政改革等の総ざらえの見直しの機会を通じて常時必要性を見直してきている、こういうふうな流れというふうな理解をしております。

○荒井広幸君 有力な四大臣に今日は御質問させ

ていただくわけですが、実態、こういうことでございます。それを束ねている省庁でさえ、そういう数字は持っていないというわけです。把握してなくて何を民間に渡す、何を地方にゆだねる、結果、受益者である国民、応能者である国民が、どんなサービスがどう変わっていくのか、質が上がるのか、その社会的コスト、つまり自分の税金とというのはどういう位置に置かれるのか判断する物差しがない。物差しの目盛りがないんですよ、最初から。そして、その物差しは当てるものがないんですよ、何に当てたらいいんだか分からない。それで官から民だ、官から民だって総理は元氣よく言う。

公務員をいじめれば、行政をいじめれば、国民の皆さんは我々国会議員も批判をされていますからそれはそれでいいんですが、我々が今度は官僚、行政機構をいじめれば何か人気が上がる、最終的には支持率が上がり、選挙で有利になるというふうなムードも漂っているわけです。こうした国民の風潮に対しても我々は物を言わなきゃならない。そのときにいかがなですか、何万項目あって、どんな国民、皆さんが受益するのか、そのコストはどれくらいなのか、税金はどうなるのか。

谷垣大臣が増税はやむを得ないものがあると、こういうお気持ちでいらつしやると思いますけれども、そのものの中で、ああ、やむを得ないなと展開がしていくならいいんですが、最初から必要だ必要だと。今度は、総理は途中から変わっちゃって、検討しろということでございますが、これをやったらどれくらい今度安くなるのか、税金が、思っているわけです、国民は。そういうふうにもた思わせているんですよ。今度の改革やったら簡素で効率的だから税金安くなるんじゃないかと、こういうふうにもた思っているわけでございますが、法制局にお尋ねいたします、長官。

このように、具体的な項目も分からないが頭か

らがばつとやれと言っている。やっている行政というものはもうこれは必要ないんだと言わなければかりの、公務員はもう無駄なんだと、数が、言わなければかりのこんな大枠の仕組み、こんな法律を今まで出したような経験がありますでしょうか。なかなかこれ難しい話ですが、中央省庁改革等基本法とか例示に出されるんでしょうが、その辺お話しください。

○政府特別補佐人(阪田雅裕君) 委員のお尋ねは、ちよつと前段のところは私のお答えの範囲を超えろと思えますので、中長期にわたる行政上の重要課題、それにつきまして政府などがやるべき基準、取るべき方針あるいは法制上の手当てを含めましてこれから講ずべき措置といったようなことを示した法律という点で、現在御審議をいただいております行政改革推進法案に類似する立法例いかにということだというふうな理解をしてお答えをさせていただきますと、私の記憶にあります限りでは、平成七年、村山内閣当時の地方分権推進法、それから平成十年、これは第二次橋本改造内閣であつたと思いますが、中央省庁等改革基本法ですね。それから、小泉内閣になりましたからは、平成十三年ですが、司法制度改革推進法といたつたようなものがこれに類似した例だということに言えるかと思えます。

○荒井広幸君 議員立法も増えてまいりまして、基本法などという名前のいわゆる宣言法、確かに大枠の中心で国民の御支持をいただきながら物事を進めていく各法に及んでいくと、こういうものも非常に多くなつております。ですから、私はそれを一概に、中馬大臣、否定するものじゃないんです。

しかし、これ、少なくともこの議論聞いていて、子細なものは後でやりますと言われたら、国民の皆さん、これを聞いていらつしやって、どのように判断したらいいのかなというのは難しいと思いますよ。というのは、国民皆さんが幅広い意味で応益を受けています、行政サービスを。それ

に見合うもちろん税金を払っていただいているわけです。そういう中で、関心事もばらばらです。そしてライフサイクルが変わってくる、また職業、地方、いろんなところでの条件が変われば関心事というのはすごく違います。把握できる総数も違う。そういうときに、ばかんともうドラム缶で水を空けたようにコップに入れると言っているわけです。これはもう消化不良になります。一括法で出しているということの不親切さが、国民の納得と賛同を得るという最大民主主義の私は手続、こここそ多様化して混迷する日本には必要だと思えます。それを抜かしてきたのが小泉政治なんです。だから、これがそのまま出てきているんですよ。郵政もわかりななんです。

そこで、お尋ねをさしていただきたいというんですが、中馬大臣、こんなにあいまいな中身で法律を通して、その後各省庁等を含めて中身を出してきて、そしてまた制度設計をしていて、法律にするものもあれば政省令でやるものも出てくる。そんなことやるわけですが、何で今急ぐんですか。出てきてからで十分じゃないですか。閣議だけで縛って、閣議だけで進めてきて、全体像が見えてきて出したらいいんじゃないですか。いかがでございますか。

○国務大臣(中馬弘毅君) ドラム缶をひっくり返してはさつとという話でございますが、決して私はそうは思わないです。総人件費改革にしましても、これは同時並行的に物事を進めていることは御承知かと思えます。有識者会議の皆さん方がかなり具体的に、もう時代的な役割が終わつた、あるいは二重行政だといったようなところの、例えば農林統計とか、それから北海道開発局、こうしたものに具体的にそのことも指摘されまして、そしてそれを今詰めているところでございます。法律ができてからばさつとじゃ決してありません。

そして、その配転の方法も雇用調整本部をつくつてという、そこまで具体的に、もうこの法案

の議論の中からそのことを同時並行的にやっております。五月が終わつてから六月にということじゃありません。もうそういうことで、同時並行的に六月にそのことの大まかめがもう、この実現可能な五%、五年五%という数字もここで確定されるわけでございます。そういうことも御理解ください。いいと思います。

○荒井広幸君 理解できないんです。それで、竹中大臣、参考人の御意見なども聞かせていただいたり、まあ子細ではありませんが、斜め読みで衆議院も読ましていただきますと、後で二階大臣にもお尋ねいたしますけれども、まず竹中大臣、国の業務のアウトソーシングよりも、国と地方の役割を明確に役割分担をしてからアウトソーシングというものも考えられるし、当然に、いわゆる財源の移譲を含めた権限というものと、そして一番は住民サービスの質の向上というものに結び付いてくるんだらうと思うんです。国と地方の公がやるべき項目、上がつてこないわけですから、その中で何ができるかさえ分らないわけですから、さっきの答弁で。しかし、国と地方の明確な仕事、役割、サービス、それから事務事業、どんなことをやっても、そこを明確にしないとすべてが進まないんじゃないですか。御感想を聞かせてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 国と地方の役割分担の明確化が極めて重要であるという強い思いを総務大臣として私も持っております。これは、国は当然、例えば国際社会における国家としての存立にかかわる問題等々、本来の重要な役割があります。それにやはり重点化すべきだと思いますし、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねたい、そういう思いで仕事をしております。こういう見直し、不断に行つていかなければいけない、三位一体の改革の中でもそのような議論が随分となされたというふうにも思っております。今、実は懇談会等々でそういう議論を集中的にいただいておりますけれども、その中で、例えば地

方分権一括法の、もう一度、一括法的なものをもう一度やはり見直す必要があるのではないかと、いうような議論も出ております。それは大変理解できるところだと私は思っております。

ただ、まあ分権一括法の場合、議論してから五年ぐらい掛かっていますでしょうか。そういうやはり長い目で少し考えなさいけない問題がある、そして短期的にできる見直しをやつていかなければいけない問題もある、そういう位置付けではないかというふうに考えております。

○荒井広幸君 これは谷垣大臣も同じように聞いていただきたいと思います、そこを決めないで、今、竹中大臣も、今度は交付税の算定、これまで及んで私的勉強会やつているわけです。そこが出てこないのにはやるというのは、先ほどの三つの例がございましたけれども、自ら辞めると決めた総理大臣がこんなでかい問題を、大枠だけ決めた上で、さあ知りませんと言っているのと全く同じなんです。こんな無責任なやり方ないですよ。解散でその総理大臣がいなくなったというなら別ですよ。これは全く納得できないところが多々あるわけです。

そこで、具体的なもので二階大臣、恐れ入ります。前回も質問でございまして恐れ入りました。おわびを申し上げますが、例えば商工中金ですね、再三もう出ているんですが、これ政府の関与の話になると何を関与するのか全然分らない。政府の関与がないという話じゃないんです。民間の金融機関が十分に自分たちの立場を考慮してもらえなかったという当たり前の市場経済取引の中で、そこを理解して助け合いをしてきたよと。それが例えば商工中金であったり政策投資銀行であったわけですね。今回は商工中金をお尋ねしますけれども、その場合に、政府の関与というものが、ない、単に貸し流しに貸し流しに今度利ざやまで稼ぐと。相変わらず同じですよ。そういう銀行だけがただ一つ、二つ増えるだけで何の意味もないでしょうと、こう言っているわけですから。

大臣の、政府の関与、これはどういう中身でどういうイメージとお考えになつていらっしゃるわけですか。

○国務大臣(二階俊博君) 時間が迫つておりますので手短かに申し上げますが、商工中金の完全民営化に当たっては、必要な財政基盤を確保するための措置を講ずると、これは行政改革推進法案の中に明記されておるわけでありまして、先般、衆議院の行幸特におきまして、この政府出資のかなりの部分の準備金等強固な財務基盤を確立すべしだという全会一致の附帯決議がなされております。

この二つの重要な御指摘を受けて、我々は今後におきまして制度設計を行つていくわけでありまして、ただいま荒井委員から大変情熱のこもった御意見をちょうだいし、私ども、中小企業に従事する皆さんが本当に民営化して良かったなど、こう思つていただけるようなことに終着点を求めなくてはならないと考えております。

○荒井広幸君 ありがとうございます。気持ちには同感なところがありますが、次回にゆだねたいと思います。国民による経営というのがある、そして国民すべてが株主でその受益をするという概念ももう一つあるんです。完全民営化にとられるべきでないというのが意見でございます。そして、理事の皆さんに御協議をお願いいたします。

すべての業務項目を、この委員会の採決をもしされるところならば、それまでに間に合うように提出を理事間協議でお願いいたします。委員長、お取り計らいをお願いします。○委員長(尾辻秀久君) 後刻、理事会で協議をいたします。午後一時に再開することとし、休憩いたします。午後零時七分休憩

午後一時開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、大久保勉君及び峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として加藤敏幸君及び和田ひろ子君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 休憩前に引き続き、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案外四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。○秋元司君 自由民主党の秋元司でございます。大変大臣が忙しいということをお願いいたしますから、足早に質問の方をさせていただきます、そのように思っております。

今回のこの法律の目的は、もう再三この委員会でも議論されております。簡素で効率的な政府を実現するというところであります。この点については私も大変同感でありまして、ただ、まだまだこれはプログラム法だという性質もあり、そしてまた、官での役割、そして民での役割、そういったこのすき間、そういった形がまたまた今の段階じゃ不明確な点があるというのはいささか不安でありますけれども、ここまで審議をしていく中で、やつぱり早く法律も通して、今後は中身の議論をしっかりしていかなきゃいかぬということでありまして、私もいささかではありますけれども応援をさせていただきたい、そんな思いであります。

しかしながら、この行政サービス等の低下があるんじゃないのか、そういった国民の不安というのは根強くあるというのは事実でございます。今日は、そういったいろいろ心配されている点を確認をするという意味でも何点か質問をさせていただきます。

それで、実はちよつと本論に入る前に一点ちよつと触れさせていただきたいことがあるわけ

でございます。この財政再建をなくちゃいかぬ、もうこれは再三大臣も予算委員会等でも御答弁があったところであります、とにかくプライマリバランスの黒字化に向けてこの歳出削減の具体案が今議論される中に、この地方財政の圧縮というのが一つの焦点になつてきております。そのまた延長に、実は東京の財源に手を付けるという話がありまして、こういった議論があるというの、この東京富裕論というものがどうしても根底にあるんじゃないかなと思うわけであります。先般、同僚議員の中川委員が東京の実情についてしっかりと議論させていただいたところでございますが、そしてまたお訴えをさせていただいたところでございまして、私ども非常に同感をする部分が多いわけでありまして、特にこの法人二税の分割基準の議論であるとか、又は人口基準等のこの分配基準を別枠で設けるだとか、こういった話、大変私は危険な話じゃないかと思つておるわけでありまして。

それで、前者の話でございます、事実上これが国税に移管されれば、東京都としては毎年一千七百億、それでプライマリバランスが実現される、均衡が実現されるであろう二〇一一年に、もう一兆円近く東京から予算がなくなつてしまふ。

また、先ほど人口基準の話もさせてもらいましたが、これは一兆二千億でありまして、東京全体の予算は約四兆ちよつとであります、そのうちの一兆二千億がなくなるといふのは、これは本当死活の問題であつて、本当に危機を覚えるわけでありまして。

まあ、東京は見たからには裕福でありますけれども、先般の話もありましたとおり、やつぱり東京、この都市部には都市部のやつぱり特殊事情があるというのは私は事実だと思つておるんです。ですからこそ、いろんなことの中で地方ではない掛かる経費というのが多大にあるということも私は現状であると思うので、今の現在の状態のままこの議論を進めるといふことは私もいささか反対、そういった思いが強いわけでありまして。

むしろ私は、もつとこの東京にどんないろんな意味での都市部対策で予算を投下していただきたい、そういった思いも持っております。

それで、ひとつ今日は、私の言葉じゃなくて、アメリカ力が言った言葉を少し紹介させていただきたいと思うのですが、ニューヨークのコロンビア大学で発表になった議論でありますけれども、ひとつ御紹介させていただきまますと、ある経済がより高度の所得水準に達するためには、経済力を集中すべき中心地をまず開発することが必要だと。又は、一定の経済進歩が他の地点の成長を促す。そして、地方の方には怒られちゃうかもしれませんが、多額の公共投資を余り国内の恵まれない地域に振り分けることは危険だという。

これは私の言葉じゃなくてアメリカ力が言った言葉であります、そういった点から、こういった議論からしますと、まず、都市部にもまだまだ本当に整備をしていかなくちゃいけない。特に羽田の拡張問題を始めこの首都圏の三環状道路の整備、こういったものを本当に早期に予算を掛けていただいてフルに整備していただくと、これにまつわる経済効果というのは本当に計り知れないものがあるというのは幾つかの民間団体が出しているところでございます、こういった経済効果の下に税収をぐっと上げて、そのことによって政府が目標としているものに持っていくと。

それは、財政再建もしかり、そしていろんな各地から公共事業も含めた要望が来ていることもしかりであります、とにかく税収をぐっと上げる、そのためにはこの都市部をまずしっかりと重点的に整備を整える、私はこれも一つの予算配分の上での政治の決断であり、私は大きな改革の一環だという思いがあるわけですが、ちよつと財務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 秋元委員が東京の御選出と、御出身という立場からおっしゃったことはよく分かるわけがあります。

私も選挙であちこち応援に参りますと、都市部では、これだけ税金払っているのに、払った税金

はみんな田舎の方に持っていけるんじゃないかというような御不満がありますね。他方、今度過疎地へ行きますと、自分のところで子供を産んでも就職先がないし、みんな東京へ行ってしまった、あるいは大阪へ行ってしまった。だけど、栄えているのは東京だけで、おれたちのところはいいところないという議論もあつて、私はかねがね、日本の政治をやっていくとき、都市部と田舎党が対立するような構図は余りうまくないんじゃないかなと、何とかしてその両方がやっぱり共存共栄できるような道を考えるべきじゃないかという思いをずっと持っていました。

それで、今、要するに税源移譲等々の問題でいような議論がございますが、税を所管してまいりますと、国税であれ、これ地方税であれ、どうしたって人口が集まり、そしてまた経済活動が集中する都市部に税というものは集まってくる、偏ってくるという傾向がございますから、これはその調整をどうするか。国税の方は全体で使えばいいわけですが、地方税の場合にはどうしても偏在をどうするかという問題は何らかの解決をしないといけない。

これは引き続き今も課題だと思ひます。従来はこれは交付税、地方交付税で国の責任でやってきたわけですが、今後果たしてそういう仕組みでやっていくのか、それとも地方の中でどういう、何らかの調整をする機能を入れていくのか、この辺りも相当議論していきまないといいない段階になつてきたのかなと思ひますが、ここらは極めて大きい議論でございますので、これ以上、今、竹中大臣もいらつしやらないところで一人だけしゃべつてもいいかもしれません、このぐらいいとどめさせていただきます。

そこで、やはり全体の税収を上げて、仮に都市で上がった税を過疎地に持つていくとしても、それなからまず都市の活力を高めるべきではないかという御主張です。よい。

○秋元司君 はい。それで、私は、これは

小泉内閣でもかなり意を用いてきたところだつたと思うんです。かなり、やはり冷え切つた経済の中で都市に集中をしていくということで、まずそこから突破口を開いていくという形を取つて小泉さんはやつてこられた、こういうふうにして思ひます、それは結局、現在の十八年度予算におきまして、これは必ずしも税収を確保するという観点からやつていくわけではありまけんけれども、我が国の国際競争力を強化していかなくちゃいけないと、こういう観点から、委員がおつしやつた大都市圏拠点空港整備ですね、要するに羽田の再拡張事業、それから三大都市圏環状道路、こういった事業には重点的な投資をできるような予算を組ませていただいたつもりでございます。

○秋元司君 本当、一定の御理解をいただいたと思つております。本当、小泉内閣の私は一つの成果というのは、正にこの今まで光が向けられてなかつた都市対策を本当に大胆にやつていただいた、これは私は非常に小泉内閣の中で、私自身としてはある程度点数を差し上げたなと思う部分であります。それ以外についてはいろいろとありましたが。

いろんなことの中で、引き続きこういった議論があるということに常に関心する中で頭に入れた、今日、今日は総務大臣いらつしやいませんが、常にフェアな議論をしていただきたい。そのことをお願いをさせていただくわけでありま

す。そういったことに関しまして、ちよつと首都機能移転について少し触れさせていただきたいんですが、まあ、この議論というのは私が国会議員になる前にもう既に国会で決められていた話でありますので、今更私がたがた言うのはあれかと思ひますが、確かにこの目的そのものは非常に私も共感を受けるところがあるんです。ただ、今現在において、財政再建をしていかなきゃならないということ考えますと、果たして今現実的な話なのかという思いと合理的な話なのかという

思いがありますね。ちよつと、国交省来ていますよ、お伺いしたいんですが、現在この事前調査も含めて、そしてまた、この首都機能の移転等にかかわる試算表という、試算というのが出てくると思うんですが、試算費ですね、数字言つてもええですか。

○政府参考人(内村広志君) お答えいたします。首都機能移転に関する費用につきましては、内閣総理大臣の諮問機関でございます国会等移転審議会が平成九年十月に試算をしております。それによりまして、三権の中核機能が一括移転をする、そういった想定の下でございますが、費用の総額が約十二兆三千億円、うち公的負担が四兆四千億円という試算を出しております。

その後におきまして、平成十四年十月に、衆議院の国会等移転に関する特別委員会の命によりまして、その後の社会経済状況を踏まえまして衆議院調査局が移転の規模及び形態等を見直して試算した結果がございます。これによりまして、総額四兆七千億円、うち公的負担が二兆四千億円という結果になっております。

また、行政の調査費についてでございますが、国会等の移転に関する調査関係の予算につきましては昭和六十三年から計上をされております。平成十八年度まで十九年間の予算、これ旧国土庁時代及び国土交通省になつてからの合計を単純に合計いたしますと三十九億九千九百万、約四十億円となっております。

○秋元司君 まあ大きなお金であります。

もう国土保全という観点から申し上げます、まだまだ実は公共投資やつてほしいという声は本当に根強いものがあります、しかも現在、今の国の財政状況を見ますと、今年も三%カットしなくちゃいかぬのかなとか、そういう話もありまして、今現在やらなきゃいけないところもまだなかなか予算の問題で行けないという現状がある中に、これだけの費用を投下する予定と。そして、実は国だけじゃなくてこの誘致に賛成している自治体も、又は反対している自治体もそれぞれ職員

を置いてあるんですね、担当を置いて。そしてまた、それなりの啓蒙活動を行うためにパンフレット等を作る、これに日夜努力をされているわけであります。

私は、この財政再建というのが成し遂げられるまでは早々にこの話が進行するのはなかなか難しいんじゃないか、現実的に、そういった思いがあるわけでありまして、そういったことが結論付くまでは、しばらくこの話は凍結だという決断もどうかで私は必要なんじゃないかなと思うわけでありまして、財政当局の立場から、財務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私もかつて国会移転に関しては西の方に引く張るべしという議員連盟に参加して活動しておりましたので、過去のことを急に口をぬぐったようなことは言いにくいんですが、私は今でも国会移転あるいは首都移転、これは防災とか危険分散とか、それから危機管理という観点からやはり十分検討すべき要素はあると思うわけでございます。

しかし、今もお話のように、これはやはり単に調査というだけじゃなしに、具体的に考えると膨大な経費をこれは要するを得ない。また、それが意味では効果が出てくるということもあるかと思いますが、財政再建とどう平仄を合わせるかということは十分考えながら議論をしなければならぬことだと思っております。

○秋元司君 現実問題としてはなかなか私も進まない話だと思っております。ですけれども、先ほど申し上げたように、目的についてはまあある程度私も必要なことかなという思いもありますので、しかし、まあいつになるか分からないもののために都道府県がそれぞれ職員を置き云々というのはなかなか理解し難いものがあると思う中で、その辺を、一度私は国会の場でも決断をするべきときがあるんじゃないかなと、そのことだけ言及をさせていただきたいと思っております。

政策金融につきまして何点か伺いさしていただきたいと思います。この件につきましては相当もう衆議院でも、またこの参議院でも議論してまいりましたので、ある意味、確認という意味の要素が強いわけでありまして、まずこの完全民営化を行うと今議論されている日本政策投資銀行のこれまでの実績における役割、また、あつたことによつて当然良かつた面もあれば悪かつた面もある、そういった点につきまして、ちよつと大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、政策投資銀行は、民間金融機関にはないいろいろな金融技術というものを中に蓄積してきた、なかなかいい組織として役割を果たしてきたと、監督官庁だからというんじゃない、率直にそう思っております。つまり、伝統的なインフラ整備ということもありまして、プロジェクトファイナンスや、それからベンチャー育成、それから地域再生、事業再生といったような分野、それから、そういったところに対する事業評価、それから地域連携、こういうノウハウを中に蓄積をしていると思っております。

それから、手法でも、出資と融資を組み合わせた長期のリスクマネーの提供、こういったようなことも行つてまいりまして、我が国の経済活力の向上であるとかあるいは持続的発展、豊かな国民生活、こういう上で私は貴重なやはり資源を持つた、そして役割を果たしてきた機関であるというふうに考えております。

○秋元司君 私、本、大臣と同じ思いがいたしまして、やっぱり民間じゃなかなか手が届きにくいところ、そこをしっかりとこの政策投資銀行がその役割を担つてきたんじゃないかなと思うわけでありまして。ただ、時代の流れなんでしょう、その辺の決断というんでしょう、完全民営化をするというのが一つの方針でありまして、今おっしゃられた、なかなか民間が手が届かないところのビジネスを行つてきたのに、果たして民間になつてはできるのかなという単純な思いはあると思うんですね。

そういった中で、完全民営化後のこのビジネスモデルというのをどのように考えていらっしゃるか、ありきたりの話で恐縮でございますが、大臣、お願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどのこの御議論、現在でも確かに民間でできない仕事をやっていくわけですが、自分の中で収支相償うという原則でやってきまして、一般会計から資金を投入するというような形ではなくて収支相償うという形でできている、したがつて民営化が可能であるという判断の背後にはそういうことがございました。

今後これを民営化していくわけでございますが、今までの、これ民営化したからといって、一般の銀行とは私は違つた非常に大きなノウハウを持つていこうと思つておられます。地域再生、特にこれからは都市開発とか、あるいは今古くはなつた都市を再生するといったことも含めた再開発事業が公的な立場でやつていかなければなりません。そのときに、一つの過去の経験も生かした、何と申しますか、コンサルタント的な、しかも自分でちゃんとファイナンスができる、これはもう大変な私は評価される、期待される金融機関じゃないかと思つております。各市中銀行には到底できなかったことをこれがやれるわけでございますから、そういうことを生かして、私は、民間になつても逆に非常に期待される、また大きな役割を担える銀行になるものだと、このように確信をいたしております。

ただ、やはり長期に、出資と融資を組み合わせたようなリスクマネーを長期に供給できるかどうかというところがやはりこの金融機関のレーゾンデートルにかかわつてくるんだらうと私は思つておられます。それがしつかりできるような組織形態をつくつていかないと、なかなか、せっかくいいものを持ちながら、じゃ、それが民間の金融機関として力を発揮していくというわけにはなかなかならないだらうというふうに思つておられます。したがつて、そういう資金運用に即した、安定的であり、かつ多様な資金調達基盤を確保する必要がある、このことを旨として制度設計をしていかなきゃいけないと思つております。

具体的には「詳細な制度設計に向けた論点整理」という中でも議論いたしているように、債券や借入による調達、これはもちろん必要でございますが、それと同時に、預金によるホールセルの調達等々について検討をして見直しを付けていく必要がある、このように思っております。

○秋元司君 今の段階ではそこまでの議論しか多分できないんじゃないかと思つておられます。ただ残念ながら、今日の日経新聞の一面にどんと、資金調達の、完全民営化後になる、過渡期の間の、何といひますか、資金調達につく政府の関与度がちよつと書かれていっているのも一部ありまして、あれが本当なのかどうなのかは分かりませんが、

いづれにしても、この資金調達面において、やっぱり何だかんだの政府の関与がなければなかなか出だしとしては難しいんじゃないかなと思つております。その辺は今後しっかりと

いづれにしても、この資金調達面において、やっぱり何だかんだの政府の関与がなければなかなか出だしとしては難しいんじゃないかなと思つております。その辺は今後しっかりと

りまた議論させていただきたいと思いますが。

この人材育成についてどのように考えていらっしゃるのか。というのは、先ほどもお話しになられた目利きの問題ですね。この案件はいいとか悪いとか、このプロジェクトはいいとか悪いとか、なかなかまあ人間一〇〇％はないわけでありまして、より難しいんではないでしょうか、そんな中でも、より確実に思われているものと、そしてまたこれはあくまで危険だと、しかし危険なものにも多少、正にリスクマネーと言われるように、そういった分野にお金を回していきませんか。本間に民間としてできるのかなという不安もあります。その人材育成について、これは中馬大臣ですか、どのように考えていらっしゃるのか。よろしいですか。どちらでも結構です。

○国務大臣(中馬弘毅君) 財務大臣の方がいいのかもしれないが。

先ほど言いましたように、過去にそうした役割を果たしてまいりましたそれぞれの企業なり、あるいは地域の開発等につきまして、これを何とかいまいしょうか、精査する目利きの能力を持った方が非常にたくさん抱えております。これを生かしていくことは私は大事だと思ひますし、これが今回、これからのこの新銀行の一つの売りになっていくことも十分に考えられます。

○秋元司君 まあこれは本当に難しい制度設計の話だと思ひますから、じっくりこれは議論をしていかなきゃならないと思ひております。

先ほどの冒頭の谷垣大臣のお話をいただきました。この正にリスクマネーでありますね。大臣が先に触れていただきましたけれども、このベンチャーに対する出資、これは非常に政策投資銀行の役割、私はすばらしいものだと思ひているんですよ。

今、最近ファンドブームになりました、やたらいろんなファンドが出てきてまして、それによってベンチャーとして成功したところもあるんですけど、うけれども、基本的に今、私算的に集めているファンドというのは株を売り抜けるというタイプ

でございますから、公開すればすぐ売り抜けて現金化して終わっちゃうという性質のものも多いわけでありまして。

当然、この日本政策投資銀行の出資におけるこの株に対する出資というのは恐らく長期的なものだというニュアンスが強いでしょうから、ある意味、企業における安心した財務体制を維持するという私は側面が非常に強いんじゃないかと。特にベンチャーなんというのはお金の出入りが激しいです。本間に安定した株主に持つてもらうことが大事であつて、今現在の市中の民間銀行ですともう五％というのが一つの枠ですからそれ以上持つてないわけなんです、ここにこの政策投資銀行が場合によっては五〇％を超える形で持つてもらうてしっかりと経営をやつてもらうというのは大いに私は意義があると思ひていまして、引き続き、こういったものについてこの長期のビジネスモデルの中に入れてもらつていられるのかどうかも含めて、また、よく長期長期という言い方をしますけれども、長期というとは大体何年を指すものなのか。その点も含めてちよつとお答えいただきたいなと思ひていまして、どうぞ、政府参考人でも。

○政府参考人(林信光君) 御質問の件でございますけれども、現在の政策投資銀行におきましては、五年、七年ぐらいの中期のものから、二十年、三十年といった長期のものまでファイナンスをさせていたいただいているところがございます。そういった機能も含めまして、今後の詳細設計の中で御指摘のような点を十分検討させていただきたいと思ひております。

○秋元司君 是非この件だけは、私も友人にもうベンチャーの仲間が多いわけでありまして、彼らが期待をしている部分だと思ひて、是非これはしっかりと実行できるような制度設計をお願いをさせていたいただきたいと思います。

続きまして、この政策金融機関の件であります。いわゆる国金、中小公庫、商工中金と言われているところでありまして、経済産業省はお越しただいただいておりますね。今までこれらの金融機関が

果たしてきた役割、そしてまた今中小企業からこの点が本当に心配だと言われている一本化する中で、果たして機能が残るのかな、いろんな不安が飛んでいると思ひますが、そういった声も含めまして、実績も含めてちよつとお答えいただきたいなと思ひます。

○政府参考人(望月晴文君) お答えいたします。中小零細企業にとりましては、事業資金の円滑な資金調達というのは、極めて重要な課題と申します。最も重要な課題であつてかと思ひております。

中小企業向けの政府系金融機関は、今先生御指摘の三機関を中心として、三機関がそれぞれ特徴を生かしながら民間金融機関からの借入れが難しい中小零細企業に對しまして成長性などを見込んで目利き能力を発揮しながら融資を行つてまいりました。また、一時の金融が一番厳しいときに貸し渋りや貸しはがしが行われていたようなときにも安定的な資金供給を行つてまいりました。

規模と申しますれば、中小企業金融、まあいろいろ変遷いたしましたけれども、約二百六十兆円ぐらいの中小企業金融のうちの三十兆弱を、一割強を負担して、安定的に供給をしてきたということでございます。中小企業向け政府系金融機関は、中小零細企業にとりまして非常に頼りになる金融機関としてこれまでも重要な役割を果たしてきたということ、例に、枚挙にいとまないということだと思ひております。

○秋元司君 本間、今答弁がありましたとおり、これらの政策金融機関が果たした役割、私、非常にすばらしいものだと思ひておりますし、特にこのセーフティネット機能を本間に果たしてきたんじゃないかと思ひます。特に、創業時の支援などはなかなか民間の市中銀行じゃ支援が得られないというのが実情でありますから、そういったところに対してびしっと無担保で、まあ当時は第三者の保証人というのがありましたけれども、国金において創業支援が上げたということは、非常にそれによって救われた企業も多かったんじゃない

かなと思ひております。

今回、この政策金融を民営化したり、また一本化のそういう議論の中に、何といひますか、債務残高が九十兆もなつてしまつた。これは、各世界から見れば異常な数字だなんということが議論の一つとして言われたわけでありまして、私はこれは別に否定的に見ることないと思ひていまして、すね。というのは、日本というのは中小企業が非常に多い国家であるというのにはもう御承知のとおりでありまして、そういった中小企業を支えるためにはなかなか民間じゃできないところがあるわけでありまして、それをして何かが民間の金融機関が民業圧迫だということがあれば、私はこれ、単なる民間の怠慢だと私は思ひていまして、もつとも民間は努力して、いろんなビジネスモデルを想定して融資をし、出資をし、そしてまた人も見る、そういったノウハウを身に付けてくれば、決して国に行くことなく普通に民間金融機関に多分お客さんは行くわけでありまして、それを民間が出してくれないからこういう政府に行くわけなんです、何といひますか、貸付残高を見て、これは大き過ぎるからいかぬとか、又は民業圧迫などはいかぬというのは、私は、こういった議論は本当に非常な危険な議論じゃないかと、そして日本の今の現状を余り把握していない議論じゃないかと、私はそう思ひていましてあります。

そういった中でこれを一本化していくわけでありまして、単純に一本化といひましても、この国金のお客さんの層、そして中小企業のお客さんの貸出しの、預金の、平均を見ても、国金はまあ大体六百万ぐらいでありまして、中小公庫は三千万ぐらいでありまして、特に国金に至つては、余り、ビジネスモデルがいいか悪いかは別に、経営者のやる気とか信用力である程度出していくような性質を持ったのが国金の性質である。特に、飲食を対象とした環境的な要素も私は強いと思ひていまして、むしろ中小公庫が出すところはしっかりとビジネスモデルを立てて、本

に、ある意味、企業の経営ということで、これが本当にもうかるかもうからないか、そういった面に即して融資を出しているのが私は中小公庫じゃないかと思つてゐるわけでありまして。

そういった機関を一本化するということは、非常に意味画期的なことであると思うんですが、けれども、本当にできるのかなという思いがありまして、当然、国金の支店、中小公庫の支店の数も、きめ細かいサービスということを考えますと、全然現在は違ふわけでありまして、そういったことから勘案しまして、この制度設計、ちよつとこの件について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今回の政策金融改革につきましては、中小公庫や国金、生活金融公庫、これが担つてきました、中小企業、零細企業等の資金調達支援機能、これは新たな政策金融機関にしっかりと残すと、こういうことにいたしてあります。

また、この新政策金融機関の組織の在り方についてですが、これは昨年末の行革重要方針におきまして、借り手側の視点に立つた効率的な組織となるように努める、また専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用、強化に取り組む、こういったこともちゃんと規定されているわけでございます。

これを受けまして、行革推進法におきましては、国内金融の業務を行う部門にあつては、当該業務の様態に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成するものとする旨や、専門的能力を有する職員配置及び育成を可能とするものとした旨も規定をしております。

また、今後の具体的な制度設計に当たりましては、簡素で効率的な組織とすることを基本としつつ、利用者の利便性の維持向上という点も踏まえまして、政策や実情に精通した職員の育成、配置、それから支店網の在り方、これについても検討してまいりたい、このように考えております。

○秋元司君 そういったことを念頭にに入れて制度設計を行うということでありましょうから、これ

からが本当大変な私は道のりだと思ひますので、我々もしっかり議論をしてまいりたいと思ひます。

ただ、大きな枠組みとして国内融資とやっぱ海外融資ですね。新しくJBIICさんが来るということ、JBIIC機能が入るということでありまして、JBIIC機能が入るとすみ分けをしておかないとどうしようもない部分があるわけでありまして、私は大いにあるかと思ひますから、この点だけは私から改めて触れさせていたきたいと思ひております。

商工中金については、これは完全に民営化の道でありまして、いろんな中小企業又は中央会からも心配の声が飛んでおります。時間がないので私の方から話をさせていただきますが、やっぱ今まで商工中金が行つてきた機能、これはしっかりと民営化後も私は残していただきたいと思ひますし、一番みんな心配しているのが今、何といいですか、自己資金の中の、全体の八割が今政府出資ということ、四千億入つていらつしやる。このお金がいきなり引き揚げられると怖いという話をずっといろんな方から私もされておりますので、この辺を完全、株の売却が成るまで、又は成つてからどうするかという話もありますけれども、まあそれまで少し政府もある程度自立するまで応援してあげる、そういった姿勢だけは残していただきたいと思ひます。これはもう要望だけさせていた

続きまして、公益法人改革について伺ひたいと思ひます。

この公益法人改革、私は、本当にこれはある意味画期的だと思つてゐるわけでありまして、正にある意味財団の中には——どうぞ、どうぞ大臣、お時間がございますから。財団の中には、何といひますか、幽霊財団とかもはやもう役目が終わった財団も、何か名前だけ残つて、場合によつちや何かいかにわしい人もいられるかというところからほら聞いてくる話もありますから、やっぱこれからで一斉に整理をしていく問題、そしてまたあ

る意味天下りの問題、そういったこともやっぱ議論をしていかなければならない点であると思ひますが、ただ、まじめにやつてゐる公益法人も、これはもう本当にこつちの方がむしろ多いわけでありまして、ここをどうやって引き続き残してあげるか、これが私は大事だと思つてゐます。

その中で、認定の基準について、実は非常に多くの財団、公益法人の関係者からどうなるんだという声も飛んでゐるんですけれども、その辺についてお伺ひしたいわけでありまして、一番先に、年間の事業費で、ひよつとしたらある一定の事業規模が、ある役所といひますか、認可をする、認定をする機関側がある一定の事業規模というものを単純に数値を考へて、それ以下だったらもうばつさり認定法人の認可は切つて一般法人になつてもらへばいいんじゃないかというふうにされるんじゃないかという心配もあるようでありまして、この辺についてちよつと御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(中藤泉君) お答えいたします。

公益法人の認定法案では、今の御質問の年間の事業費が一定額以上でなければならぬと、そういった認定基準は設けておりません。

○秋元司君 まあそういう心配があつたので今あえて聞かしていただいたわけですが、この条文を読んでみますと、特に十五条ですが、ここに百分の五十、まあ大体半分でしょうが、公益事業を年間事業費の中の半分以上やらなきゃいけないという規定もあるわけでありまして、それをクリアするためには当然いろんな事業をやるわけでありまして、

この十五条の中に一、二、三とそれぞれ番号を振られてゐるようなケースが書いてありますが、ここに書いてある中に内閣府令で定めるものとすると、この記述があつて、それぞれ公益性の事業又は収益事業、すべて内閣府政令で定めるといふように書いてありますから。しかし、この内閣府政令というのはまだ決まていないという話でありますので、これをやっぱしっかりとしたもの

は作つてもらう必要があると思ひますし、特に、実際収益事業という数字に表れていなくても、本当にボランティア的な活動でしっかりと公益事業をやつてゐるというケースも多々あるわけでありまして、それを内閣府令で定めるところによる計算で、まあどういふ計算になるのか私分かりませんが、結果的に実際公益事業を行ったという数字を仮想的に出すと、それがトータル的に認定基準に当てはめるといふ話になるんじゃないかという話を聞いていますから、是非私はそれを信じさせていたでいて、もう時間がないから余り聞きませんけれども、是非そういったことを要望させていたでいますので、中身のある内閣府政令にしたいだきたいと思つております。

次が、大事な話であります。この認定基準を決めるであろう、今まではそれぞれの監督官庁があつたわけでありまして、今度は民間のいろんな有識者による委員会です。これにつきまして、やっぱ委員会委員の選定、これはもう本当オープンなものにしてほしいし、むしろ私は現場の人の声が反映されるようなものにしてほしいという思いもございまして。そして同時に情報公開、このことも私は大事なものであると思つてゐます。その辺についてちよつと御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(山口泰明君) お答えいたします。

今回の改革の趣旨はでございます。公益性を現在の主務官庁の裁量による縦割りでなく、統一的に判断する透明性の高い仕組みをつくることでありまして、新たな制度においてはこの趣旨を徹底し、専門的知見を有する合議制の機関の意見に基づき公益認定等を行うこととしております。その際には、秋元委員御指摘のように、合議制の機関が法人の実態を的確に把握した上で適切な公益認定や監督を行ふようにすることが重要であります。

このため、公益法人認定法案では、国の合議制の機関である公益認定等委員会について、その委

員には、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に公正な判断がすることができ、かつ法律、会計又は公益法人にかかわる活動に関して優れた識見を有する者という要件を満たす方を任命することになっております。公益認定委員会は、公益法人の方を含む関係者に対し、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること、公益認定委員会の答申や勧告の内容、毎年の実務の処理状況を公表することと定めております。

○秋元司君 ありがとうございます。

今の点をしっかりとやっていただけて、そしてこの情報公開、これを是非やっていただけたと思うんです。特に、情報公開の件についてはもう申しませんが、これがなければみんな不安がりますので、是非よろしく願ひしたいと思ひます。予定された質問ございましたけれども、ちょっと時間でございますから、ここで質問を終わらせていただきますと思ひます。

○委員長(尾辻秀久君) 午後三時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後三時開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案外四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○山下栄一君 休憩の後の最初の質問をさせていただきますが、まず最初に政策金融の件ですけれども、平成十三年の特殊法人等の整理合理化計画で宿題となっていたものが、一つの道筋をつくって新たな政策金融、統合された機関をつくつていくという法案が今回提出されておられるわけでございますけれども、既存の八つの金融機関を

一つに統合する、もちろん行革の観点からメリットがあるわけですが、そのメリットと、しかしまた一方で様々な意見があり、最終的にはこの法案の形ではない意見もあったわけですが、与党内にもあったと思ひます。

そういう形で、特に小泉総理のリーダーシップでそういう一つの新たな統合機関へと、一つだけつくるという、そういうふうになっていくデメリットの部分もあると思ひます。また、デメリットを回避するための、できるだけ縮小していくその配慮、どういうふうになっておられるのかということをお説明、まず中馬大臣に願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 政策金融改革でございますが、経済全体の活性化を考えれば、必要な政府の関与、これは残しながら、民間にできることはもう既に政府の方は撤退していくという方向で、現在の現行の政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直しまして、完全民営化、廃止される機関の機能を政策金融の外に切り出すとともに、必要最小限の業務を一つの新たな政策金融機関に担わせるということにしたわけです。これにより簡素で効率的な政府の道筋が確かなものとなると考えております。この改革を通じて、政策金融機関の民業補完の原則が徹底され、効率的な政策金融機関の経営を追求していく、この考えでございます。

今、デメリットがあるかないかのお話でございましたが、政策金融機関の統合に関しまして、国民一般、中小企業者、農林水産業者、この資金調達等借り手の利便性の低下を、これを懸念する声があります。このうち新政策金融機関の機能につきましましては、国民一般、中小企業者、農林水産業者の資金調達を支援する機能、資源の海外における開発、取得の促進、国内産業の競争力の強化の維持向上、これらの機能はしっかりと残すことを、これもちゃんとやっております。

また、借り手の利便性につきましても、行革推進法におきまして、新政策金融機関の組織設計に

当たりまして国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とを大別するとともに、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とする、この旨を規定をいたしておるところでございます。

今後、詳細な制度設計に入るわけでございますが、これを踏まえまして、その制度の企画立案を行う中で、借り手の利便性の維持向上に配慮しつつ、新政策金融機関の機能がしっかりと果たせるような組織設計、これを行っていききたいと思ひます。

○山下栄一君 与謝野経済財政政策担当大臣に聞きたいと思ひます。様々な意見がある部門でございまして、特に経済財政諮問会議でもいろんな幅広い議論があったというふうにお聞きします。これは報道でも紹介されておったわけですが、この法案提出された段階で、もう一度、懸念も含めてどういふような議論があったのかということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) さかのぼりまして、昨年、衆議院選挙が終わったところからのお話を申し上げますと、衆議院選挙が終わりました。その当時、自民党あるいは公明党の中で政策金融機関をどうするかという議論が始まりました。そういう議論をしております中に、まず商工中金から民営化したいと、そういうお話がございました。そして、今度は政投銀からまた自分たちも民営化路線で行きたいと、そういうお話がございました。また、公営企業金融公庫からは自分たちが国の機関をやめたいということで、三つのことが片付いたわけでございます。残る国金、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄、そしてJBIC、これらの扱いが実は諮問会議で大いに議論になったわけでございます。

沖縄公庫については、やはり沖縄公庫ができたときのいろいろないきさつ、また今の沖縄の経済状況等を考えまして、沖縄公庫は当面存続した方がいいという意見が強まりました。結局は問題になりましたのは国金と中小企業金融公庫、

農林公庫、それからJBICの扱いでございます。

結局は、議論としては、一つは中小企業金融をどうするんだという問題、それからやはり国際金融を通じて援助的な機能も果たさなければならぬ、また資源獲得あるいは国際競争力を強化する面からのきちんと旗を立つた日本の政策金融機関というのはいくら必要だ。いろんな意見がございまして、私は、一つに統合する案、二つに統合する案、三つに統合する案をそれぞれ諮問会議に出して議論をしていただきました。

そこでは、できれば一つに統合したいという御意見が強かったものですから一つにするということにいたしました。相変わらずそのときにはやはりJBICの扱いが真剣な討議の対象になりましたので、これにつきましては安倍官房長官の下に有識者の方々に集まっていた方等について真剣に御議論をいただき、安倍官房長官の下できちんとした方向性を示した報告書をお作りをいたして、その線に沿って今の案ができたわけでございます。

○山下栄一君 どうもありがとうございます。

国金もそうだし、中小企業への支援という観点から商工中金、中小公庫、それなりの意義があり、貢献もしてきたという部分もある。特に国際金融と国内金融を一緒にすることについてはどうかという、我が党も含めて与党でも様々な議論があり、御要望もさせていただきまして、そういう懸念の部分ができるだけ縮小していくという、そういう取組もしていただけて今日に至っておるわけでございます。財務大臣の観点からも御意見賜りたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 中馬大臣、与謝野大臣の御答弁で尽きているわけですが、メリットという点を大きく申し上げれば、やはり民間部門の成熟に伴って今必要な政策金融機関は何かという検討を重ねたということが、やはり今の体制に合った政策金融をつくれるというメリット

があると思ひますし、更に技術的に細かく申し上げるならば、共通化して例えば管理部門を一元化するとか、あるいは支店網を整理するとか、あるいは事務経費の削減等々の、何というんでしようか、簡素化といひますか、そういうメリットがあるんではないと思ひます。

で、デメリットの方は、これは今も御議論がございましてけれども、政策金融機関の、ユーザの方々のいろいろのアリリングをやりまして、やはりそれぞれ専門機関として、例えば今もお話があつた中小金融であるとか、いろんなことが本当にかゆいところに手が届くようにできるんだらうかと。つまり、今までの機能、それから専門性と、こういうようなものが維持できるのだからかという御懸念がございましたし、今、与謝野大臣からJBIICについても御答弁がありまして、長期間JBIICという、長い間というブランドがようやく世界的にも認知を得てきたという段階で、そういうブランドの力によつて日本のこういう体制を評価していただいていた、そういうものがこれからも生かされるんだらうかというようにあるいは、やはり国内部門と国際部門が違ふ面があるんで、そのところがあいまいになつてしまひやしないかと、円借款部門との有機的な連携が必要じゃないか、あるいは職員の専門的能力をどう維持していくか等々の御懸念があつたところだらうと思ひます。

したがひまして、今、中馬大臣の下で詳細な制度設計を検討していただいているわけでございしますが、当然のことながら、こういう懸念を乗り越えられるような制度設計に持つていかなきゃいかぬということだらうと思ひます。

○山下栄一君　ありがとうございます。
沖縄公庫の件で、今日は小池担当大臣にも来ていただいておりますので、三点ほどお聞きしたいと思ひます。

沖繩本土復帰ですね、一九七二年、昭和四十七年五月十五日、もうすぐ三十四周年迎えるわけ

すけれども、十年計画で開発計画、また振興計画、今第四次の、四回目の十か年計画だというふうに思つておるわけでございまして、このように相場の公金も投入しながら今日まで格差を解消するための取組をやつてきたわけですが、沖縄振興のこの三十四年間の評価をどのようにされるか、小池担当大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小池百合子君)　今御質問の中にもございまして、沖縄が本土に復帰して以来、三次にわたつて沖縄振興開発計画というものをしつて、それに基づいて本土との格差は正とすることを目標として沖縄の振興のためにいろんな政策を講じてきたところでございまして。それによつて、社会資本の整備などは進んだ点が多々あるかと思つております。

それから、第四次ということで、平成十四年ですけれども、沖縄振興特別措置法、それと沖縄振興計画を定めまして、これまでは社会資本の整備の観点からの格差は正とすることをコンセプトにしておりまして、それを大きくかじを切りまして、格差は正もさることながら、これからは自立型の経済を構築していくべきであるということ、県や市町村と一体となりましてこの計画の実施を図つてきております。

そして、その成果でございすけれども、例えば情報通信産業、もう沖縄といふのは大変遠い地域ではありますけれども、例えば東京から、しかしながら、情報産業といふのはある意味で距離は関係なくするわけですから、そういったむしろ距離の問題を克服するコールセンターなどを沖縄の方に設置をするということで、平成八年以降、そのコールセンターを中心に約百社企業が進出しておりまして、それによつて雇用が、今年の一月現在ですけれども、約九千六百人の雇用を生んでまいりました。

それから、何よりも沖縄といふと観光リゾートでございすけれども、昨年もこれまでの最高で五百五十万人の方が入域をされていふということとございす。ということから、これま

での累次の計画などによつて、沖縄もいろんな点で促進がされてきたということが言えると思ひます。

ただ、数字の面で見ますと、残念ながら県民所得、これは全国から比べますと約七割、それから失業率につきましては大体ダブルスコアぐらい違つてくるということで、また課題は多々ございす。そういった課題も、それぞれの、沖縄でもいろんな島であつたり、沖縄でもいろんな地域がございすので、それぞれの特性を生かし、そしてまたそれを支える人材の育成なども図つて、総合的な沖縄の振興ということを進めてまいりたいと考えております。

○山下栄一君　振興策の結果の非常に進んだ部分、しかしまだ課題は残つていふという、そういうお話であつたわけでございす。

そういう意味で、この第四次の計画スタートして四年ですが、自立型の経済ということと振興計画進行中であるわけですが、そういう観点から沖縄公庫の役割といふのは非常に期待があつたわけとございす。沖縄地域には全国金融機関の支店もないという状況の中で、この公庫が果たしてきた役割は大変大きかつたというふうにお聞きわけとございす。その件についての担当大臣の御評価をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小池百合子君)　おつしやいますとお、沖縄にはいわゆる都市銀行の支店というものが、これまでの第一勧銀の流れをくみずほ以外は一切ないということ、沖縄金融公庫が果たしてきた役割といふのは極めて大きいものがあると思ひます。

沖縄の振興策と一体となつてこの金融公庫といふのは言わば車の両輪の役目、金融という経済のための必要な血液の循環を良くする、そういう役目をこれまで担つてきたかと思ひます。沖縄の自立型経済の構築ということが今大きなテーマであると先ほど申し上げましたけれども、その意味でも大きな役割をこれまで果たしてきましたし、これからは必要なのとと考えております。

また、これまでも沖縄新事業創出促進投資、それから離島の活性化に向けて美ら島貸付の創設といった形で、沖縄にふさわしい金融のサービスなどもこれまでやつてきたところでございすし、また今回の御判断によりまして、沖縄の金融公庫につきまして、今後とも支障のないように、更に沖縄にとつて必要な金融機関としてその役割を果たしていただけるようにしてまいりたいと思ひます。

○山下栄一君　それでは、中馬大臣にお聞きしたいと思ひますけれども、この沖縄公庫もいづれ統合されていくわけですが、統合の時期も若干含みを持たせた法案になつておるわけですが、その統合の時期ですね、それからどういう形で統合されていき、そして今、小池担当大臣からお話ございましたように、この沖縄公庫が果たしてきた役割が新政策金融機関においてどのような配慮があるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君)　今、小池大臣の方からお話がありました、一つの特異な地域でもございすし、特異な形でこうして一つの役割を果たしてきております。

そういうことから、この行革法案十一條におきまして、沖縄振興特別措置法、これ現行ずつと続いております現行の沖縄振興計画、これが終了するの二十三年でございすから、それまでの間は現在の形でその機能を果たさせることにいたしております。その後、新政策金融機関に統合する、こういう旨の規定にされております。

したがひまして、そのために必要な法律案につきましては、具体的な統合時期を踏まえて、法律案策定に必要な点を検討した上で適切な時期に提出されることになると、このように考えております。

また、その形等でございますが、これも十一條三項で「業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備する」と、このようにさ

れております。

統合後の新政策金融機関の具体的な姿につきま
しては、今後、沖縄振興開発公庫の統合に関する
法律案の検討に際して詰めていくことになると思
えておりますが、いずれにしましても、沖縄県に
おいて政策金融機能が的確に果たされるように、
利用者の視点も考慮の上検討していくことが重要
であると、このように考えております。

○山下栄一君 現在の十か年計画終了時期を想定
して新しい金融機関に統合されていくと。現地事
務所も、新政策金融機関として設けるといふこと
まで法案に書いてあるわけですけど、今後の具体
的な制度設計はまだはつきりしない部分もあるわ
けです。是非とも、現地の方々の大きな期待がある
わけでございまして、御意見を伺いましていただい
て、的確な統合の活用が出来ますように取り組ん
でいただきたいというふうに思います。

次に、公益法人の改革の件で御質問させていた
だきたいと思ひます。

与謝野大臣、小池大臣、私の質問は今日はこの
で、お二人、終わりでございますので結構でござ
います。ありがとうございます。結構です、与謝
野大臣も。聞いていただいても結構ですけれど
も。

○委員長(尾辻秀久君) それでは、両大臣、御退
席いただいて結構であります。

○山下栄一君 この公益法人改革のかぎを握るこ
の公益性、特に公益性認定委員会、公益性認定委
員会ですね、公益認定等委員会ですか、この件で
お伺いしたいというふうに思います。

先日の参考人質疑でも、東京大学の田中参考人
にも私これお聞きしたわけですけども、メン
バー七人ですか、四名は常勤だということすけ
ど、このメンバーというか、この委員会の仕事
というのは極めて幅広いわけでございます。そう
いう意味で、各省庁が今まで公益性を認定して
いたのをこの委員会が、第三者機関がやるわけ
でございますので、どういふ人を選ぶのかという
ことが非常に関心高いわけでございます、もちろ

会同意人事でもあるわけですけども。

先日、田中弥生参考人は、民間人で構成される
べきだと、行政経験者も排除すべきだと、それか
ら、特に民間人でも特定のグループ、分野の利益
を代表するような方も余り適さない、こういう
お考えをおっしゃいました。私は非常に大事な視
点だ、というふうに思うわけですけど、この田中参
考人の御意見についての所感、大臣の御見解をお
聞きたいと思ひます。

○副大臣(山口泰明君) お答えいたします。

今回の改革の趣旨は、公益性を、現在の主務官
庁の裁量による縦割りではなく、統一的に判断す
る透明性の高い仕組みをつくることであります。

新たな制度においてこの趣旨を徹底し、専門的知
見を有する合議制の機関の意見に基づき、公益を
認定することになっております。

先般の参考人質疑における田中参考人の御指摘
は、国の合議制機関である公益認定等委員会の委
員の任命に関する今後の検討に当たつての重要な
視点の一つとなっております。

いづれにせよ、委員会の具体的な構成について
は、公益法人認定法案に定めます、「人格が高潔
であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正
な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は
公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する
者」という要件を満たす方を、今国会における御
審議の中でいただいた御意見や、委員の任命に当
たつて国会の同意をいただく際の御議論等を踏ま
えつつ、今後幅広く検討をしてまいりたいと思ひ
ます。

○山下栄一君 今副大臣から、先ほど申し上げた
特定の分野代表は適さないとか、また行政経験
者、OB、役人OBも排除すべきだ、という、重要
な検討の視点だと、このようにおっしゃっていた
こと、これ大事な御答弁だと思ひます。

それで、さらに参考人は、これは私も提案した
んですけど、要するに、非営利の、現場経験が大
変豊富な方で、そして非常に国民から見ても評価
の高い、そういう方いらつしやうと思ひます。

ね。これは、特に私は、NPO法人でそういう御
苦勞をされてきた方、現場で、こういう方という
のがこういう認定委員会にふさわしいのではない
かと、このように思ひます。田中参考人もそんな
ことをおっしゃっていた、現場の苦勞を分かる人
たちと、見識の高い人と。この件についての御見
解をお聞きたいと思ひます。

○副大臣(山口泰明君) 委員の御指摘は、国の合
議制の機関である公益認定等委員会の委員の任命
に関する今後の検討に当たつて重要な視点の一つ
であると考えております。

一方、先般の参考人質疑において田中参考人が
述べたように、民間人にもいろいろな方がおり、
特定分野の利益を代表する者は委員として適当で
ないとの意見もあり、こういった観点からの検討
もしようと考えておりますので、今後幅広く検討
してまいりたいと思ひます。

○山下栄一君 副大臣、今の答弁はちよつと私の
質問と違ふんやけど。

中馬大臣、NPOですね、非営利の、それに、
財団、社団じゃないけれども、今回NPO法人は
入つてないんですけどね。非営利の法人で非常に
活躍され、実績もあると、国民の評価も高いと、
こういう方々、私は排除する側じゃなくて、これ
適している側ですね、そういうメンバーに入るん
じゃないかと。大臣のお考えをお聞きたいと思
ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) NPOが国際的な面も
含めてかなり社会の各般で大きく活動を始めてい
ることはもう御承知のとおりでございます。その
中からどの方がいいのか、私も直接ここで具体的
な、何といひましようか、イメージを提示するわ
けにもいきませんが、しかし、そうした幅広く公
に代わつて民の方で公的な役割といひましよう
か、公共サービスのなごとも担つていただい
ている方の中から適当な人があれば、私はもちろ
んその中に入つていただくのがいいかと思つてお
ります。

○山下栄一君 衆議院の参考人質疑で太田達男さ
ん、これは公益法人協会の会長さんですけどれ
ども、非常に貴重な御意見をおっしゃつておりま
す。

これは食品安全委員会を例に出されて、食品安
全委員会のメンバーは少ないけれども、だけれど
も、その下に専門部会というか、専門委員会を設
けて、見識の高い人たちを七人認定するのは大
変なので、そういう、その下に例えば地球環境、
また福祉、文化芸術、そういう面で非常に卓越
した見識のある方々を入つていただくと。そうい
ふにして、もちろん七名が重要なかぎを握るわ
けで、その下に事務局で、どうしても依存が高
くなつていくと思ひますので、そうじゃない形
で、この七名の方、法律で決められてる方以外
に、その下に食品安全委員会のような専門委員
会を設けて、そこに入つていただく、各分野の専
門家は入つていただくという、こういうことを太
田参考人は衆議院で提案されておるわけです。

私はこれも非常に重要な視点だ、というふうに思
ひます。是非これは御検討、積極的に取り入れて
いただきたい、このように思ひますけど、御見
解をお聞きたいと思ひます。

○副大臣(山口泰明君) 先生の御指摘はごもつと
もでありまして、このため、国の合議制の機関で
ある公益認定委員会等の委員会についてその機能
を的確に発揮できるよう、委員をサポートする体
制の整備は重要であると考えております。このた
めの方法としては、御指摘の専門委員の任命や部
会の設置も重要な選択肢であると考えておりま
す。

今後、公益認定等委員会の委員になられた方の
意向も踏まえつつ、積極的に検討してまいりたい
と思ひます。

○山下栄一君 副大臣、どうもありがとうございます。

それで、整備法案なんですけど、この公益法人
関係、三つ法律案あるんですかね、整備法案。こ
れが、私も第一分冊、第二分冊、第三分冊を開い
て読みましたけれども、これ見てもほとんど分か

らない。三百になんたとする法律がこの関連法として改正されていくわけですけど、これは非常に大事な、まず、三百法案を全部今審議しているということになるんですけど。

この整備法案なんですけど、見てみますと、一般財団、財団、法案成立後の一般財団、社団に個別法で今までの公益法人を、要するにこの届出制の、そこに担わせるというのが非常に多いわけですよ。中には新しく公益性を認定された公益財団、社団というのもあるんですけど。特にこの一般財団、社団というのは監督は今度されない、今までは各省庁がやっていたと。されないはずなのに、個別法でこれ、個別法で読み替えて一般財団に担わせると、こういうふうに変更すると、結局その所管の官庁が監督せざるを得なくなるんじゃないかなというふうに思うわけです。

届出制で監督しないはずなのに、整備法案によって個別法で監督される形になると。また、ある法律では、認定公益法人、認定された公益法人に担わせるというのもあると。それは各省庁それぞれで御判断されて、閣議決定されて出されているんでしょけど、その基準はほとんどよく分からないと。各省庁が都合のいい形でそうされたのかなと思うんですけど、このことは非常に心配だなというふうに私は思ったわけでございします。

この点についての、中馬大臣が全部というふうにはならないのか分かりませんが、どんな場合にこれ一般になり、どんな場合に公益性のある財団、社団にするのかということは各個別法にも書いてしまわれているわけですけど、基準が全然分からないと。

今申し上げましたように、また監督が始まるようなことになっていくのではないかとこのようにいうこともありまして、それは法律の趣旨になじまぬのではないかなというのを心配になってきまして、これを確認させていただきたいと思ひます。

○政府参考人(中藤泉君) お答えいたします。整備法、約三百の法律を、関係規定の整備を行っておりますが、個別法において規定されます

この民法第三十四条による公益法人を一般財団法人、一般財団法人と改めるか、あるいは公益財団法人、公益財団法人と改めるかにつきましては、これは当該個別法ごとにそれぞれの条文の立法趣旨に即して判断、整理したところでございします。

○山下栄一君 それはそうなんですけど、そうなんだけれども、基準は全然分らないと。個別法に任せられる。なぜこれ預金、いわゆる預金業法は一般財団と読み替えるのかと、それは全然分らないわけですよ。

それで、監督も個別法によってまた監督しない、これはまた法律の趣旨になじまぬようになつてしまつと。本体の公益法人ではもう届出制でいいと、監督しないとなつていくのに、個別法ではまた監督されるのではないかなと。この辺についてどのように整理するのかというところは一つの大きな観点ではないかなというふうに思ひましたんで、これはちよつと、よくこれは御検討いただくべきだというふうに私は考えましたので、中馬大臣のちよつとお考えをお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(山口泰明君) 委員の御指摘はごもっともでありまして、この公益財団、公益財団になるのか、それとも一般財団になるのかということ、は、それぞれの法人にとつても大変重要な問題でありますので、五年の経過措置がございしますので、そこでなるべく多くの公益財団法人なり公益財団法人になるように指導監督を高めていきたいと、こう思つております。

○山下栄一君 各省庁が中心になるんでしょけど、やはりこれは行革担当所管大臣として、今おっしゃつたとおりよく検証していただきたいというふうに思ひます。

それで、食育なんですけど、この法律で対象二十二、公益目的事業二十二、二十三ですが、この中に食育という直接は表現はないと。しかし、食育基本法という法律が昨年成立している。大体、基本法でうたわれている事業については大体この別表で個別に表現されているわけですけど、

食育基本法の部分についてはこれが明確に規定されていないと。規定すべきだったのかも分かりませんが、これ、どこに当たるのか、明快に御答弁願つておいた方がいんじゃないかなと。食育基本法、特に今注目されている部門の法律でございしますので、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 御質問の食育でございしますが、これは食育基本法までできていくわけですが、これは「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」、このように書いておるわけでございます。

これが今回の認定の、公益認定のどこに入るかということでございますが、十八年三月に成立しました食育推進基本計画では、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講ずることなどの基本的な方針の下に、家庭における食育の推進、学校、保健所等における食育の推進、その他の様々な取組を行うと、このようにされておりますんで、こうした事業であれば、公益認定法人法案、別表がございします、これの第九号に掲げる……

○山下栄一君 九号。○国務大臣(中馬弘毅君) はい。九号に掲げる教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的とする事業、これに該当すると考えられると思ひます。

○山下栄一君 食育基本法の第一条の目的に書かれている文章がこの第九号に当たるといふふうにおつしやうございましたので、明確に食育について第九号、公益目的事業に当たるんだという、今の御答弁で了解いたしました。

次に、事業仕分の件でございします。ちよつとこれは公明党こだわつておりますので。

これ、ちよつと財務大臣にお聞きしたいんですけど、この前、これも参考人質疑で「構想日本」の加藤参考人、これは私たちも御意見見ようだししながら、マニフェストにも取り入れ、今回の法案

にもそういう趣旨で事業仕分という言葉を明確にこだわつて入れることを提案させていただいたわけでございますが、これは加藤参考人おつしやういたしましたんですけど、これは具体的に国の事業としてやっているものを整理するときに、机の上でこれは考えていても、役所だけで考えてもなかなかこれは既存の考えにとらわれて明確な判断できないと、実際作業をやつてみないとこれは駄目だというふうに。

膨大な国の事業全部それはやるわけにはいかなんとは思ひますけれども、モデル的に例えば特別会計ですね、特別会計も特定の特別会計だけでやるとちよつとこれはいろいろ支障があると思ひますので、各省庁一つ絞つて、特別会計、もう三つも四つも持つていられるところもあると思ひます。一つに絞つて、なおかつその中で一つの事業に絞つて、この事業はどうなんだと、必要性があるのかないのか、国でやるべきか地方でやるべきか民間でやるべきかというように、民間の有識者も含めて、もちろん役所の担当、事業担当の役所に入つていただいて、そしてこの前もおつしやういたしましたけど、地方自治体の方も入つていただいて、特にこの国と地方の役割ということもございしますので、実際作業の実演をやつてみるということが私は物すごく大事ではないかと。

特別会計の部門、そして市場化テストもそうですし、総人件費の部門でも仕分つて書いてあります。冒頭の理念のところにも書いてあるけれども、書いてあることがどれだけできるんかというように、本当にできるのかということをおつしやうて、おられますし、私も心配になるわけでございますので、この歳出削減の切り札である、歳出削減の切り札、国の事業仕分について、実際作業をモデル的に、私、特別会計がいいんじゃないかなと思ひますので、一つ絞つて、余りねらい撃ちじゃない形でやるということに極めて有効な、今までやつたことないわけですからね、それはやってみるべきではないかと、このように思ひますけれども

も、特に特別会計は課題が多いので、絞った形でモデル的にやるということについて、是非ともこれはやるべきではないかと私、意見持ってるんですけど、財務大臣の前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、特会ということをおっしゃいます、特会もいろいろでございますし、それが、どの特会が一番この事業仕分のま、何というんでしょうかね、試金石としていいのかどうか私もよく分かりませんが、私はこの事業仕分という考え方は、簡素で効率的な政府をつくるツールといえますか、手法だと思わなければ、それで、もちろん私どもの観点からすると、予算編成のときにはやはり事業仕分の目を持ってやるんですが、なかなかそれだけではきつけないだろうという実は危惧を私自身持っております、特会であれ、あるいはほかの事業であれ、それぞれの所管しておられる方々が一番こは向いているところをやつぱり見ていただいて、そこにいるような手法で事業仕分というものにチャレンジしていただかないと、予算の査定の際に財務省全部見ると言われてもなかなかできないんじゃないかという危惧感を私は、私自身は正直言っております。

したがって、今、山下委員が御提案のような、どこかその、何がまだよつといいのかわかりませんが、どこか一つ良さそうなものを選んで、一つというのはいけないかもしれませんが、試みにそこをいろいろ試みてみるというような過程がやはり私も必要なのかなと、今お話を伺いながら感じております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

その際、もちろん市場化テストなんかは比較的、入札等監視委員会ですか、民間の方が実際仕分せざるを得ないと思うんですね、ということだと思えますけれども、当該省庁だけでやると、それはどうしても後ろ向きになる面がある。その面で、どんな人がかわつてやるのかという、もちろん役所が中心なんですよけれども、自治体の

メンバーが入る、そして民間有識者が入る、それもオープンな形でやるという、ここが一つの事業仕分のポイントだというふうに思うんですけども、こういう仕分のやり方について、私申し上げました、役所だけではやらない、そういうほかの知恵も入れてやるという、民間、自治体、それからオープンでという、こういうことを是非提案したい、させていだきたいと思うんですけれども、今おっしゃっていただいた、やる上に当たつての私の意見ですね、の御見解を財務大臣にお聞きしたいと思えます。財務大臣にお聞きしたいんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) どういう手法でやるかについて、まだ私も十分固まった考え方持っておりませんが、今、山下委員の御提案は大変検討に値することではないかと思っておりますので、勉強させていただきたいと思えます。

○山下栄一君 ありがとうございます。

市場化テストの方に行きたいと思えますけれども、これも公共サービスにかかわる法案でございますが、衆議院の方で理念の修正がされました。「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて」と、こういうことの修正がされたわけでございます。私もこれは大事な、自民、公明、民主で合意されて、そして具体的にこの修正がされてこつちに送られてきておるわけでございますが、この公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて市場化テストをやるんだという、これは、この修正が具体的にどういう形でこれは反映されていくのかということ、確認の意味で中馬大臣にお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 衆議院の議論の最後に修正が行われました。競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて行う、この旨の明記をする修正でございました。

公共サービスの改革法案が本院での御審議の結果、このような衆議院での修正を含めて可決された際には、修正の御趣旨を十分に踏まえて、御指

摘の公共サービス改革基本方針や実施要項の決定などにおいて本法の実際の運用を行い、公共サービスの利用者であり受け手である国民の皆様にとつて安かろう悪かろうといったようなことにならないように、限られた財源の中で質の高い公共サービスが提供されるよう私としても全力で対応してまいりたいと、このように考えております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

特に、今もおっしゃっていただいたんですけれども、この基本方針という一番大事なところでございまして、また実施要項、こういうところには是非反映していただきたいというように思えます。

それで、さらに市場化テストの件でございまして、これ不断の見直しを行うと、このように明記されておるわけでございしますが、これ見直しを行う場合にどんなふうな手続されていくのかということの確認でございします。

これ市場化テストの対象事業がもう既に一部法律に書いてあるわけでございしますが、民間の方々がまず要望し提案するということから始まるというふうなふうに思ふんですけれども、これは役所の方で整理されて、基本方針また実施要項ということになっていくというふうな思ふんですが、私は監視委員会の役割で大事かなと。場合に

よつては、このお役所の考え方等と違う意見出てくる可能性もあるというふうな思ふわけで、この見直しを行う場合にどんなふうにしてやっていくのかというルールですね、法律にも一部明記されているんだと思ひますけれども、もう一歩明確になつていないのではないかと。不断の見直しの具体的な手続方法、確認させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 市場化テスト、いわゆる公共サービス改革法案の第三条に定めます基本理念では、不断の見直しを行うこととしておりまして、これを受けて、第七条において、毎年度公共サービス改革基本方針の見直しを行う、このように規定をいたしております。

具体的な基本方針の見直しの手続は、第七条第九項の規定に基づきまして、毎年度、民間から募集した提案等を踏まえまして、そして関係省庁間の協議や、お話がありますこの監視委員会での審議を経まして閣議決定によって行われる、こういう仕組みになつております。

このような見直しの手続において、監視委員会は、ただ受け身ということではなくて、その役割を的確に果たす観点から、官民競争入札等の対象業務の拡大などについて、御指摘のとおり積極的にかつ能動的に審議していただきたいと、このように考えております。

各関係省庁の方で、いや、それは少し問題があるかと一応はじいたものだったとしても、この監視委員会の方々が、いや、それはおかしいじゃないかということで再度これを提言することも十分に考えられるわけでございまして、そういう意味で能動的な御審議をいただきたい、このように考えているところでございします。

なお、基本方針の見直しでございしますが、これも、これは各省庁が単独で行うものではなくて、先ほど述べましたとおり、関係省庁間での協議や監視委員会での審議を経て、本法の趣旨や基本理念に即したものであるように政府全体としてしっかりと取り組んでいく仕組みになつております。

○山下栄一君 今、最後の部分でもおっしゃつたことの確認でございしますが、基本的には各省庁で御判断されると、対象となる事業なんですけれども、私は内閣府の役割というのも大変大事だというふうな思っております。特に、中馬担当大臣のところも分かりませんが、これは各縦割りの省庁ではない内閣府がより大局的な立場から総合調整能力を発揮して、この行政改革の事業仕分に役に立つような、そういう市場化テストを積極的に活用していくという観点から、内閣府の役割も、リーダーシップといひますか、こういうことがないとなれば趣旨というのは半減するんじゃないかと、このように考えるわけですね。

○国務大臣 中馬弘毅君 山下委員おっしゃるとおりでございまして、ただ省庁任せということではなくて、全体を総合する内閣府がかなり責任を持つていくべきだと私も思っております。

この法案では、公共サービスにつきまして不断の見直しを行うために閣議決定する公共サービス改革基本方針、先ほど申しました、これにおきまして、官民競争入札の対象とすべき業務のみならず、廃止の対象とすべき業務、これを選定するあるいは仕分ける仕組みと、このようになっております。また、官民競争入札の対象となった公共サービスにつきましては、入札の結果によつて官が担うのか民が担うのか、その担い手が具体的に仕分けられることとなります。さらに、官民競争入札や廃止の対象とする業務の選定におきまして、民間事業者や地方公共団体の意見を聴取し、監理委員会で調査審議する仕組みとなっております。

このように、公共サービス改革法案は、事業仕分の趣旨を十分に踏まえたものとなっているわけでございます。官民競争入札等の対象業務の選定に当たっては、内閣府としても民間の意見を聴取するとともに、御指摘のとおり、公共サービスの改革のため市場化テストが活用されるよう、主体的かつ積極的に対応していくことが重要であるかと、こういうふうにご考えております。

○山下栄一君　ありがとうございます。

先ほども財務大臣にも御答弁いただいたんですけど、この監理委員会で行われる、地方自治体への代表とか民間も含めて監理委員が中心となつて仕分していくという、これは一つの市場化テストにおける事業仕分というのは、対象事業に選定に当たつて、これはもろ刃の剣の部分もあるかも分かりますけれど、余りやり過ぎてもどうかという面も、若干懸念する部分もあるんですけども、私は考え方として、内閣府の役割、そして監理委員会が、各省庁が提案されたのを超えて一つずつ

それで、ちよつと私、今から申し上げること、
通告はしておらないわけでございますけれども、
この市場化テストの対象事業というのは、聖域を
設けずに俎上に上るといふ面があるわけですね。

特に独立行政法人。これは大きな私は意義がある
とは思うんですけども、これは場合によつては
この市場化テストによつて独立行政法人そのもの
が廃止されるというふうなことで、あり得るの
かなという事と。独立行政法人のメーソンの主
要な部分の事業

が、例えば懸念されて附帯決議にも入っておるんですけれども、美術館とか博物館とか、企画とかかかるとか、その企画、展示とか研究とか調査とか研究とか、それが、中心部分が民間に移るといふようなことになつていくと、この美術館そのものの生命線が、それも対象となつて民間に、企画展示、展覧を企画するといふことは大事な独立行政法人のの仕事やと思うんです。それそのものが民間に委託されるというようなこともないんだとは思いますが、けれども、これはだから、独立行政法人そのものの廃止にまで結び付く、理屈の上ではあり得るのかもしれない。これは大変なことを提案しようとしているのかなというふうにも理解できないこともないなと思うんですけれども、聖域なくすべて対象にしていくなだという、こういう考え方は私は大事な観点だと思うんですけれども、独立行政法人そのものが廃止になつていくような仕分をして市場化テストになつていくといふようなことはあり得るのかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣 中馬弘毅君 一部、若干の誤解もあるのかもしれませんが、反対だという、美術館、博物館を民営化するのは、市場化テストの対象にするのはおかしいじゃないかといった議論も出ておりますが、今委員はよく御理解いただきまして、それを全部何か丸ごと移してしまおうという市場化テストではなくて、展示とか特別の部門だけを移すことも十分にこれは対象に入っているわけ

そして、今お話がありましたように、例えばそういう形になったとしても、それが移る、だから独立行政法人そのものがなくなるという意味じゃなくて、独立行政法人そのものも一つのこれは官有民営化のようなことも十分に考えられるわけでございますから、そういう意味でいろんな対処法、また方法論も考えられます。そういうことにおいて、これも対象から外れていませんよという意味で御理解いただけるのがいじやないかと思ひます。

○山下栄一君 これは衆議院でも、今の話とは別に、特に芸術文化とか科学技術、そして特に国立大学法人ですね。これは独立行政法人とはちよつと、国立大学を独法化するものについてはこれは心配だということで、別の形式として国立大学法人という形式を取つた、これは大きな意義があつたというふうに思ひます。これをすべて市場原理にさらしていくということはやつぱりなじまないのではないかという、こういう観点私は極めて重要だと思ひます。芸術文化も、そういう市場原理だけで判断するということとはなじまない、こういう分野だというふうに思うわけでございます。

この懸念のことについては、繰り返し衆議院でもやり取りがあり、附帯決議にも明確に入つておるわけでございます。様々な文化人の方、また国立大学の関係の方々も非常に心配されて、国会の審議の行方を見守つておられると思ひますので、この辺の配慮をやつぱり明確にしたいのだきたいと、このように考えるわけですけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君) 御指摘の美術館、博物館等、この文化芸術の振興につきましても、関係者との適切な協議などの本法案に規定する手続を通じて検討が進められることとなりますが、その際、長期的かつ継続的な観点に立った対応の重要性にかんがみまして、その特性には十分に配慮してまいりたいと、このように考えております。

○山下栄一君 四時ということでございますの

○委員長(尾辻秀久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

平成十八年五月十八日印刷

平成十八年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B